

○行政手続法及び埼玉県行政手続条例の運用について

平成 8 年 3 月 26 日

埼 例 規 第 20 号 ・ 務

警 察 本 部 長

行政手続法及び埼玉県行政手続条例の運用について（例規通達）

この度、埼玉県行政手続条例（平成 7 年埼玉県条例第 65 号。以下「条例」という。）が平成 8 年 4 月 1 日から施行されることにより、既に施行されている行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。）と併せ、行政手続における法的な整備が図られることとなっているが、法及び条例の運用については次のとおりであるから、適正な運用に努められたい。

なお、平成 6 年 9 月 26 日付け務第 1304 号「行政手続法の施行とその内容及び留意事項について（通達）」は廃止する。

記

第 1 審査基準等（法第 5 条、第 6 条及び第 12 条・条例第 5 条、第 6 条及び第 12 条関係）

1 設定状況

- (1) 許認可等の申請に係る審査基準及び標準処理期間の設定状況は、許認可等一覧表（別表第 1 及び別表第 2）に掲げるとおりとする。
- (2) 不利益処分に係る処分基準の設定状況は、不利益処分一覧表（別表第 3 及び別表第 4）に掲げるとおりとする。

2 審査基準等の見直し

- (1) それぞれの処分又は行政指導を所管する所属（以下「所管課等」という。）の長（以下「所管課長等」という。）及び警察署長は、許認可等の申請に係る審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分に係る処分基準（以下「審査基準等」という。）の設定状況を的確に把握するとともに、法令の制定・改廃、解釈・運用の変更等に対応して適宜見直すこと。

また、法令の制定・改廃がない場合においても、内容の具体性及び処理の迅速化の観点から随時、点検すること。

- (2) 所管課長等及び警察署長は、審査基準等を見直す必要が生じた場合には、警務部警務課を通じて速やかに変更すること。

3 埼玉県警察ホームページへの掲示

- (1) 審査基準等は、埼玉県警察ホームページの共通キャビネットに掲示するものとする。
- (2) 所管課長等は、審査基準等を見直したときは、関係職員に周知を図るとともに、埼玉県警察ホームページに掲示する審査基準等を確実に更新すること。

4 公表措置要領

所管課長等及び警察署長は、許認可等の申請者その他市民から審査基準等の閲覧の求めがあったときは、埼玉県警察ホームページを教示し、又は埼玉県警察ホームページに掲示する審査基準等を印字出力したものを閲覧させること。

一部改正〔平成27年第784号、29年第788号、令和7年第687号〕

第2 許認可等の申請処理要領（法第7条から第11条まで・条例第7条から第11条まで関係）

1 申請に対する審査及び応答

- (1) 到達した申請書等の文書は、速やかに収受の手続きをとり、遅滞なく当該申請の審査を開始すること。
- (2) 申請がなされた際、当該申請の取下げ、内容の変更を求めるなどの行政指導を行った場合において、相手方が任意に当該行政指導に応じ、申請書等の文書を自ら持ち帰った場合は、法第7条及び条例第7条にいう「到達したとき」に当たらないものであること。

なお、このような行政指導を行う場合は、条例第32条の規定に留意すること。

- (3) 法令に定められた形式上の要件に該当しない申請について、当該申請の補正を求める場合又は拒否処分を行う場合で、申請の期限が定められているとき、申請の順番等が処分の決定に影響を与えるとき等においては申請者等の権利を不当に害することのないようにすること。
- (4) 申請者が事前相談に応じない場合等、申請者等が申請書を提出する旨の意思を明確に示したときは、当該申請が法令に定められた形式上の要件に該当しない場合であっても、その申請書の提出を拒むことはできないこと。
- (5) 既に申請書の収受の手続きが終了した後において、申請の取下げを求める行政指導を行った場合で、相手方が指導に応じて申請書を取り下げた場合には、取下げ書を

徴するなどにより、正式に返戻の手続をとり、後日、取下げの事実やその任意性を疑われることのないようにすること。

なお、この場合において、納付した手数料については還付されないことを相手方に必ず説明すること。

2 許認可等を拒否する場合の理由の開示

- (1) 申請を審査した結果、当該申請により求められた許認可等を拒否する処分を行う場合には、法第8条又は条例第8条の改行の場合を除き、その処分時に申請者等に対し、拒否する理由を明確に示さなければならないが、許認可等の一部を認容し、一部を拒否する場合も同様とする。
- (2) 申請者等に示す理由は、根拠条項だけでなく、許認可等の要件（当該要件に該当しないと判断する上で審査基準を用いた場合は、当該審査基準を含む。）と該当する事実を併せて示す必要があること。

3 情報の提供

申請者等から、当該申請に係る審査の進行状況、当該申請に対する処分時期等の照会があった場合には、法第9条又は条例第9条の規定に従って、適切に対応し、できる限り具体的に審査の状況を示すよう努めること。

なお、標準処理期間を大幅に超えることが前もって予想される場合には、申請者等からの求めがなくても、その旨及び処分時期の見通しについて情報提供すること。

第3 不利益処分を行う場合の手続等（法第13条及び第14条・条例第13条及び第14条関係）

1 意見陳述のための手続

- (1) 意見陳述のための手続に関する適用関係は、不利益処分適用関係整理表（別表第5及び別表第6）のとおりとする。
- (2) 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び規則（以下「法律等」という。）に基づく不利益処分を行うに際して聴聞又は弁明の機会を付与する場合、その手続は、個別の法律等に特別な定めがある場合を除き、法並びに聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「国家公安委員会規則」という。）の規定に基づいて行うものとする。
- (3) 条例第2条第1号に規定する条例等（以下「条例等」という。）に基づく不利益

処分を行うに際して聴聞又は弁明の機会を付与する場合、その手続は、個別の条例等に特別な定めがある場合を除き、条例並びに埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 8 年埼玉県公安委員会規則第 2 号。以下「県公安委員会規則」という。）の規定に基づいて行うものとする。

- (4) 法第13条第 1 項第 1 号ニ及び条例第13条第 1 項第 1 号ハの「行政庁が相当と認めるとき」とは、次のような場合をいうものであること。

ア 共通

(ア) 相手方に経済的な負担の大きい義務を課す場合、権利の停止が長期にわたる場合等相手方に与える影響が大きく、より手厚い手続保障を行うことが相当と判断される場合

(イ) 事案における事実関係が複雑で、事実認定をめぐり争いが予想される場合

イ 条例のみ

不利益処分の名あて人（以下「名あて人」という。）の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分をしようとする場合

- (5) 法第13条第 2 項第 5 号に規定する「政令で定める処分」及び条例第13条第 2 項第 5 号に規定する「規則で定める処分」とは、次の処分をいうものであること。

ア 法律等又は条例等の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下「証明書類」という。）について、法律等又は条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分

イ 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、法律等又は条例等の規定に従い、当該書類が法令に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

2 理由の提示

- (1) 不利益処分を行う場合には、同時に、名あて人に対し、当該不利益処分の理由を示さなければならないが、この場合、不利益処分の根拠条項、処分要件に該当する事実を明示する必要があること。
- (2) 法又は条例第14条第 1 項改行により処分に際して理由の提示を行わなかったとき

は、同条第2項に定める場合を除き、処分後、速やかに提示すること。

- (3) 不利益処分を行う際に名あて人の所在が判明せず、処分の通知を公示の方法により行うときは、併せてその理由をいつでも名あて人に提示する旨を公示しておくこと。

一部改正〔平成13年第95号、28年第840号〕

第4 聴聞（法第15条から第28条まで・条例第15条から第26条まで関係）

1 聴聞の通知

- (1) 法第15条第1項及び条例第15条第1項の「相当な期間」とは、不利益処分の内容・性質に照らして、名あて人となるべき者が防御の準備をするのに必要な期間とされているが、他の法律等又は条例等に特別な定めがある場合を除き、少なくとも聴聞の期日の1週間前までに通知すること。
- (2) 名あて人となるべき者の所在が判明せず、公示の方法により通知を行うときは、通知において記載する聴聞の期日については、掲示を始めた日から起算して、2週間に「相当な期間」を加えた日数を下回って設定することのないようにすること。
- (3) 法第15条第2項第1号又は条例第15条第2項第1号の規定により当事者等が聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出する場合は、法第21条又は条例第21条により聴聞の期日までに提出するものであること。

2 文書等の閲覧

- (1) 法第18条第1項及び条例第18条第1項の「第三者の利益を害するおそれがあるとき」とは、例えば、個人のプライバシーに係る事項や企業秘密が記載されている文書に限られるものであること。

なお、「第三者の利益」には、閲覧請求者以外の当事者又は参加人の利益も含まれる。

- (2) 法第18条第1項及び条例第18条第1項の「その他正当な理由があるとき」とは、閲覧させることにより取締りの秘密等行政上の機密が漏れるなど公益上の支障があるときのほか、審理の争点に関係がないものを求められたとき、他の閲覧させた文書等により既に審理の必要にこたえているとき、聴聞期日においてむやみに閲覧請求を乱発するなど、明らかに聴聞の引き延ばしを図るための閲覧請求等法及び条例の運用上著しい障害がもたらされるときをいうものであること。

- (3) 正当な理由から資料の閲覧を拒む場合であっても、拒む理由となる部分以外の関係ない部分まで閲覧を拒むことはできないものであること。従って、この場合においては、資料を要約したもの、支障がある部分を消去したもの等を閲覧させること。
- (4) 聴聞の期日における審理の過程で資料の閲覧請求があった場合に、その資料の閲覧を認めるべきであるにもかかわらず、当日閲覧させることができないときには、改めて聴聞の期日を定め、それまでの間に資料を閲覧させなければならないこと。

3 聴聞の主宰及び聴聞の期日における審理の方式

- (1) 聴聞の主宰者の指名に当たっては、聴聞を主宰するについて必要な法令の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる者を指名すること。
- (2) 質問権が濫用されている場合は、法第20条第2項又は条例第20条第2項の規定により、主宰者は当事者等の質問を許可しないことができるが、このことをもって当事者等の質問権を不当に制限することがあってはならないこと。
- (3) 法第20条第4項又は条例第20条第4項の規定により、主宰者は当事者等に対し証拠書類等の提出を促すことができるが、不利益処分の原因となる事実を立証することとなる証拠書類等の提出まで促すことはできないこと。

一部改正〔平成28年第840号〕

第5 弁明の機会の付与（法第29条から第31条まで・条例第27条から第29条まで関係）

1 弁明の機会の付与の方式

- (1) 弁明の機会の付与の方式は、他の法律等又は条例等に弁明は口頭で行う旨の定めがある場合及び処分を行う行政庁が口頭であることを認めた場合を除き、弁明書を提出して行うものであること。
- (2) 口頭による弁明の機会の付与する場合であっても、口頭によるやりとりを行う権利まで保障するものではないこと。
- (3) 名あて人が証拠書類等を提出する場合は弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会を付与する場合には、出頭すべき期日をいう。以下同じ。）までに提出させること。

2 弁明の機会の付与の通知

- (1) 法第30条及び条例第28条の「相当な期間」とは、聴聞の通知の場合と同様に不利益処分の内容・性質に照らして、名あて人となるべき者が防御の準備をするのに必

要な期間とされているが、他の法律等又は条例等に特別な定めがある場合を除き、少なくとも弁明書の提出期限の1週間前までに通知すること。

- (2) 名あて人となるべき者の所在が判明せず、公示の方法により通知を行うときは、通知において記載する弁明書の提出期限については、掲示を始めた日から起算して、2週間に「相当な期間」を加えた日数を下回って設定することのないようにすること。

第6 行政指導（条例第30条から第35条の2まで関係）

1 一般原則

- (1) 行政指導を行うに当たっては、条例の規定を適正に運用するよう努めること。
- (2) 条例第30条第2項の「不利益な取扱い」とは、行政指導に携わる者が行政指導に従わなかった者に対して、当該行政指導を受ける者が以前得られていた利益を損なわしめ、又はそれまで被っていなかった不利益を与えるようなことを制裁的な意図をもって行う行為をいうものであること。

なお、不利益処分を行う前に改善勧告を行うなど行政指導を行うことが予定されている場合に相手方が当該勧告に従わないため不利益処分を行うことは、「不利益な取扱い」には当たらないものであること。

2 申請に関連する行政指導

申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導は、当該行政指導に従ったことにより相手方に損害等が生じても審査請求、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく抗告訴訟等によつては救済を受けることができず、救済の機会が失われるおそれがあることから、条例第32条第1項の規定に基づいて、特に慎重に行わなければならないものであること。

なお、申請書の記載事項の不備、必要な添付資料の不足等申請の形式上の要件に適合していないことから、その補正を求めるようなものは、「申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導」には当たらないものであること。

3 行政指導の方式等

- (1) 条例第34条第1項の「責任者」には、行政指導に携わる職員が所属する所管課長等又は警察署長が当たるものであること。
- (2) 条例第34条第2項の「許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限

を行使し得る旨を示すとき」とは、行政指導をする時点において既に当該権限を行使することが可能である場合に、当該権限を行使し得る旨を示すときのほか、当該行政指導に従わないときに法律等又は条例等の規定により、当該権限を行使することができることとされている場合に、当該権限を行使し得る旨を示すときも含まれるものであること。

(3) 条例第34条第3項の規定により相手方に対して書面を交付する場合は、条例第34条第1項に関する行政指導については行政指導内容等告知書（別記様式第1号）により、同条第2項に関する行政指導については許認可等に係る権限の根拠等告知書（別記様式第2号）により速やかに交付するものとする。

(4) 条例第34条第3項の「行政上特別の支障」とは、口頭で趣旨、内容、責任者を明らかにすることはできても、書面を交付することによってその内容が一般に明らかになると、行政目的の実現が妨げられるおそれが生ずる場合に限定されるものであること。

4 複数の者を対象とする行政指導

(1) 条例第35条の「共通してその内容となるべき事項」とは、行政指導の指針となるものをいうものであること。

(2) 「共通してその内容となるべき事項」を策定するに当たっては、個々の行政指導を行う場合の基本的考え方を明確に示すことにより行政指導の透明性・公平性を確保するという観点から、その策定に当たること。

5 行政指導の中止等の求め

(1) 条例第35条の2第1項の「法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導」とは、法令又は条例等に違反する行為自体の中止、適法な状態に回復する措置その他の法令又は条例等に違反する行為を改めただすことを内容とする行政指導をいい、具体的には法律等又は条例等に違反する行為をした者に対して行われる次のような行政指導を指すものであること。

ア 法律等又は条例等に違反する行為（法律等又は条例等に規定されている義務又は要件に反する行為をいう。）自体の解消を内容とするもの

イ 法律等又は条例等に違反する行為自体は終了しているが、当該行為によって生じた影響の除去又は原状の回復を内容とするもの

ウ 法律等又は条例等に違反する行為自体は終了しているが、当該行為の再発防止を内容とするもの

- (2) 条例第35条の2第1項の「その根拠となる規定が法律又は条例にかれているもの」とは、行政指導を行う権限及びその要件が法律又は条例に規定されているものをいい、警察の任務又は所掌事務を定める規定に基づいて行われる行政指導は含まないものであること。
- (3) 条例第35条の2第2項の「申出書」の書式については法令上の定めはなく、申出人は任意の書式により申出をすることが可能であるものであること。
- (4) 条例第35条の2第3項の「必要な調査」等の対応については、手続の公正性の観点から、当該行政指導に実質的に関与した職員及び当該行政指導について利害関係を有する職員以外の職員が行うよう努めること。

また、行政指導の相手方の権利利益の保護等に資する観点から、行った調査の結果、講じた措置の有無及びその内容等、申出を受けた対応の結果について、申出人に通知するよう努めること。

- (5) 警察署長が申出書の提出を受けたときは、所管課長等に報告し、協議の上で対応すること。

一部改正〔平成27年第784号、28年第840号〕

第7 処分等の求め（法第36条の3・条例第35条の3及び第35条の4関係）

- 1 法律等に基づく処分の求めについては法第36条の3、条例等に基づく処分の求めについては条例第35条の3、行政指導の求めについては条例第35条の4に基づいて対応すること。
- 2 処分を違法であると思料して求める当該処分の取消しについては、審査請求、行政事件訴訟法の取消訴訟等によることとなり、本条の対象とはならないものであること。
- 3 法第36条の3第2項及び条例第35条の3第2項の「申出書」の書式については、法令上の定めはなく、申出人は任意の書式により申出をすることが可能であるものであること。
- 4 法第36条の3第3項の「必要な調査」等の対応の結果については、申出人の便宜等の観点も踏まえ、当該処分等の相手方となるべき者の正当な利益が損なわれる場合、事務処理上著しい負担が生じる場合等を除き、行った調査の結果、講じた措置の有無

及びその内容等を申出人に通知するよう努めること。条例第35条の4に基づく行政指導の求めの場合の「必要な調査」等の対応の結果についても同様とする。

- 5 警察署長が申出書の提出を受けたときは、所管課長等に報告し、協議の上で対応すること。

追加〔平成27年第784号、28年第840号〕

第8 届出（法第37条・条例第36条関係）

- 1 法第37条及び条例第36条は、法律等又は条例等に定められた形式上の要件に適合した届出が到達したときに当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとするを規定したものであり、真実の事柄を通知するいわば実体的な意味における届出の義務の履行までを規定したものではないこと。
- 2 法第37条及び条例第36条は、法令に定められた形式上の要件に適合していない届出が到達したときの取扱いを規定していないことから、この場合の取扱いは個別の法律等又は条例等の定めによるものであること。ただし、その場合であっても、これを放置することはせず、補正を求めるなど適切な取扱いに努めること。
- 3 法律等又は条例等に定められた届出に必要な資料以外の資料の提出を求めることは行政指導となることから、その旨を届出者に明らかにするとともに、これに従わないことをもって、当該届出の受理を保留することはしないこと。

一部改正〔平成27年第784号〕

第9 写しの交付（条例第37条関係）

- 1 閲覧文書の写しの交付を求めることができる旨の教示等
 - (1) 法第18条第1項及び条例第18条第1項の規定による文書等の閲覧の求め並びに法第24条第4項及び条例第24条第4項の規定による聴聞調書及び報告書の閲覧の求めがあったときは、請求者に対して条例第37条第1項又は第2項（同条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により資料、調書又は報告書（以下「閲覧をしようとする文書」という。）の写しの交付を求めることができる旨を教示すること。
 - (2) 請求者が閲覧しようとする文書の写しの交付を求めるときは、国家公安委員会規則第10条第1項及び県公安委員会規則第10条第1項に規定する文書閲覧請求書又は国家公安委員会規則第19条第1項および県公安委員会規則第19条第1項に規定する

聴聞調書等閲覧請求書とは別に、県公安委員会規則第20条に規定する閲覧文書（写し）交付請求書を提出させること。この場合、請求者が閲覧しようとする文書の写しの交付を求めずに、閲覧が終了した後に閲覧した文書の写しの交付を求めた場合も閲覧文書（写し）交付請求書を提出させるものとする。

- (3) 前記(2)の求めにより閲覧をしようとする文書の写しを請求者に交付した場合は、当該交付した文書は、閲覧したものとみなして取り扱うこと。

2 写しの交付方法

- (1) 条例第37条第1項及び第2項（同条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による写しの交付は、原則として複写機で複写して行う。ただし、電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、その方法によることができる。
- (2) 交付する写しの用紙の大きさは、日本産業規格A列3番、A列4番又はB列4番とし、片面印刷とする。

3 写しの交付に要する費用

- (1) 条例第37条第4項に規定する写しの交付に要する費用は、次のとおりとする。

ア 写しの交付に要する費用は、前納とする。

イ 写しの交付に要する費用の額は、次のとおりとする。

(ア) 複写機により用紙に複写したもの 用紙1枚につき10円

(イ) 電磁的記録を印刷物として出力したもの 用紙1枚につき10円

(ウ) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの

a フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X 6223に適合する幅90ミリメートルのもの） 1枚につき40円

b 光ディスク（日本産業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるもの） 1枚につき60円

- (2) 写しの交付に係る費用徴収の事務は、聴聞を主宰する所属が行い、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第40条の規定により現金領収とする。

追加〔平成13年第95号〕、一部改正〔平成27年第784号・2541号、令和元年第260号〕

実施日

この例規通達は、平成8年4月1日から実施する。

実施日（平成 8 年 8 月 23 日 埼例規第 43 号・交企）

この例規通達は、平成 8 年 9 月 1 日から実施する。

実施日（平成 9 年 3 月 31 日 埼例規第 33 号・務）

この例規通達は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 9 年 10 月 31 日 埼例規第 70 号・暴一）

この例規通達は、平成 9 年 11 月 1 日から実施する。

実施日（平成 10 年 3 月 3 日 埼例規第 8 号・務）

この例規通達は、平成 10 年 3 月 3 日から実施する。

実施日（平成 10 年 3 月 31 日 埼例規第 26 号・交企・交指・交規・駐対・免・教育）

この例規通達は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 13 年 3 月 29 日 埼例規第 40 号・務）

この例規通達は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 13 年 9 月 28 日 埼例規第 95 号・務）

この例規通達は、平成 13 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 13 年 11 月 26 日 埼例規第 106 号・生安）

この例規通達は、平成 13 年 12 月 1 日から実施する。

実施日（平成 14 年 3 月 29 日 埼例規第 36 号・生安）

この例規通達は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 14 年 7 月 31 日 務第 1375 号）

この通達は、平成 14 年 8 月 1 日から実施する。

実施日（平成 16 年 3 月 30 日 務第 779 号）

この通達は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 17 年 4 月 1 日 務第 906 号）

この通達は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 17 年 5 月 31 日 務第 1466 号）

この通達は、平成 17 年 5 月 31 日から実施する。

実施日（平成 17 年 7 月 6 日 務第 1157 号）

この通達は、平成 17 年 7 月 6 日から実施する。

実施日（平成 17 年 9 月 27 日 務第 2310 号）

この通達は、平成17年10月1日から実施する。

実施日（平成18年1月18日生企第161号）

この通達は、平成18年1月18日から実施する。

実施日（平成18年3月28日文第74号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

実施日（平成18年3月31日務第926号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

実施日（平成18年5月31日生環一第755号）

この通達は、平成18年6月1日から実施する。

実施日（平成18年5月31日駐対第620号）

この通達は、平成18年6月1日から実施する。

実施日（平成19年3月30日文第73号）

この通達は、平成19年4月1日から実施する。

実施日（平成19年8月20日生企第5007号）

この通達は、平成19年8月20日から実施し、平成19年6月1日から適用する。

実施日（平成19年9月28日務第2595号）

この通達は、平成19年9月30日から実施する。

実施日（平成19年12月7日会第790号）

この通達は、平成19年12月10日から実施する。

実施日（平成20年3月31日務第922号）

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

実施日（平成20年5月30日交指第895号）

この通達は、平成20年6月1日から実施する。

実施日（平成20年6月25日務第1935号）

この通達は、平成20年7月1日から実施する。

実施日（平成20年7月29日組対第5084号）

この通達は、平成20年8月1日から実施する。

実施日（平成20年9月30日務第2725号）

この通達は、平成20年10月1日から実施する。

実施日（平成20年11月26日生企第9581号）

この通達は、平成20年12月1日から実施する。

実施日（平成20年12月9日務第3444号）

この通達は、平成20年12月18日から実施する。

実施日（平成21年3月26日務第829号）

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

実施日（平成21年12月4日生環一第1717号）

この通達は、平成21年12月4日から実施する。

実施日（平成22年3月30日務第770号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

実施日（平成22年12月27日文第325号）

この通達は、平成23年1月1日から実施する。

実施日（平成23年3月22日務第649号）

この通達は、平成23年4月1日から実施する。

実施日（平成23年7月27日捜四第1561号）

この通達は、平成23年8月1日から実施する。

実施日（平成24年7月6日務第1625号）

この通達は、平成24年7月9日から実施する。

実施日（平成24年10月26日組対第1739号）

この通達は、平成24年10月30日から実施する。

実施日（平成25年7月4日交規第881号）

この通達は、平成25年8月1日から実施する。

実施日（平成26年3月20日務第741号）

この通達は、平成26年4月1日から実施する。

実施日（平成26年6月9日生環一第1131号）

この通達は、平成26年6月20日から実施する。

実施日（平成27年3月31日務第784号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

実施日（平成27年5月29日交企第414号）

この通達は、平成27年6月1日から実施する。

実施日（平成27年7月30日保安第5935号）

この通達は、平成27年7月30日から実施する。

実施日（平成27年12月18日務第2541号）

この通達は、平成28年1月1日から実施する。

実施日（平成28年3月29日務第840号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

実施日（平成28年6月14日保安第6660号）

この通達は、平成28年6月23日から実施する。

実施日（平成28年11月29日務第2695号）

この通達は、平成28年11月30日から実施する。

実施日（平成29年3月10日免第989号）

この通達は、平成29年3月12日から実施する。

実施日（平成29年3月23日務第788号）

この通達は、平成29年4月1日から実施する。

実施日（平成30年1月19日子対第41号）

この通達は、平成30年1月29日から実施する。

実施日（平成30年3月23日捜四第651号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（平成31年4月19日文第173号）

この通達は、平成31年5月1日から実施する。

実施日（令和元年6月28日文第260号）

この通達は、令和元年7月1日から実施する。

実施日（令和元年9月9日保安第9789号）

この通達は、令和元年9月9日から実施する。

実施日（令和元年11月29日交総第1002号）

この通達は、令和元年12月1日から実施する。

実施日（令和２年３月13日保安第3487号）

この通達は、令和２年４月１日から実施する。

実施日（令和２年11月27日交指第2002号）

この通達は、令和２年12月１日から実施する。

実施日（令和３年４月１日保安第3699号）

この通達は、令和３年４月１日から実施する。

実施日（令和４年３月14日保安第2776号）

この通達は、令和３年３月15日から実施する。

実施日（令和４年５月13日免第1543号）

この通達は、令和４年５月13日から実施する。

実施日（令和４年９月30日交総第776号）

この通達は、令和４年10月１日から実施する。

実施日（令和５年３月15日文第160号）

この通達は、令和５年４月１日から実施する。

実施日（令和５年４月13日交総第365号）

この通達は、令和５年４月13日から実施する。

実施日（令和５年６月30日交総第577号）

1 この通達は、令和５年７月１日から実施する。〔後略〕

実施日（令和５年８月25日交規第1451号）

この通達は、令和５年９月１日から実施する。

実施日（令和６年３月28日務第683号）

この通達は、令和６年４月１日から実施する。

実施日（令和６年３月28日交総第257号）

この通達は、令和６年４月１日から実施する。

実施日（令和７年２月28日保安第2096号）

この通達は、令和７年３月１日から実施する。

実施日（令和７年３月21日免第664号）

1 この通達は、令和７年３月24日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の用紙で、現に残存するものは、なお

使用することができる。

実施日（令和 7 年 3 月 28 日 務第 687 号）

この通達は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 7 年 4 月 25 日 交規第 707 号）

この通達は、令和 7 年 4 月 25 日から実施する。

別表第 1 （第 1 関係）

許認可等一覧表（法律に基づくもの）

所管 課等	法 令 名	条 項 名	処 分 の 概 要	行 政 庁		適用 除外	審査 基準	標準 処理 期間
				原権者	委任先			
文書課	個人情報の保護に関する法律 [D15-57]	82-1	保有個人情報の開示決定	21, 22			○	イ※
		93-1	保有個人情報の訂正決定	21, 22			○	イ※
		101-1	保有個人情報の利用停止決定	21, 22			○	イ※
会計課	遺失物法施行令 [K19-021]	5-⑤	特例施設占有者の指定	21			○	○
施設課	地方自治法 [C22-067]	238の 4-7	行政財産の目的外使用許可	20	23 25		○	○
警務課	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 [D18-50]	67-2	特例財団法人の吸収合併契約の承認に関する手続の承認	20			○	○
		69-1	特例民法法人の合併の認可	20			○	○
		92	特例財団法人の最初の評議員の選任に関する理事の定めの認可	20			○	○
		94-6	特例財団法人の定款の変更の認可	20			○	○
		95	特例社団法人の定款の変更の認可	20			○	○
		95	特例民法法人の残余財産の処分の許可	20			エ	エ
	公益信託ニ関スル法律 [B11-062]	2-1	公益信託の引受けの許可	20			○	○
		6	公益信託の変更等の許可	20			○	○
		7	公益信託の受託者の辞任の許可	20			エ	エ
	破産法 [B11-071]	311-1	法人継続の許可	10	20		エ	エ
		348	法人継続の許可	10	20		エ	エ
	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法 [D04-090]	8-1	労働時間等設定改善実施計画の承認	10	20		エ	エ
		9-1	労働時間等設定改善実施計画の変更の承認	10	20		エ	エ
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 [C55-036]	11-1	犯罪被害者等給付金の支給についての裁定	21			○	○
		23-1	犯罪被害者等早期援助団体の指定	21			○	イ
	犯罪被害者等早期援助団体に関する規則 [R14-001]	3-2	犯罪被害者等早期援助団体の事業規程等の変更の承認	21			○	イ
	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律 [D20-080]	7-1	オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給についての裁定	21			○	○
	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律 [D28-073]	11-1	国外犯罪被害弔慰金等の支給についての裁定	21			○	○

生活安全総務課	自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律（自転車法） [C55-087]	12-3	防犯登録を行う者の指定	21			オ	オ
保安課	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業等適正化法） [C23-122]	3-1	風俗営業の許可（第4条第3項の適用がない場合に限る。）	21			○	イ※
		3-1	風俗営業の許可（第4条第3項の適用がある場合に限る。）	21			○	イ※
		5-4	許可証の再交付	21			ア	○
		7-1	風俗営業の相続の承認	21			○	○
		7-5	相続の承認による許可証の書換え	21			ア	○
		7の2-1	風俗営業者たる法人の合併の承認	21			○	○
		7の2-3	法人の合併による許可証の書換え	21			ア	○
		7の3-1	風俗営業者たる法人の分割の承認	21			○	○
		7の3-3	法人の分割による許可証の書換え	21			ア	○
		9-1	営業所の構造又は設備の変更の承認	21			ア	イ※
		9-4	許可証の書換え	21			ア	○
		10の2-1	特例風俗営業者の認定	21			○	イ※
		10の2-5	認定証の再交付	21			ア	○
		20-10	遊技機の増設、交替その他の変更の承認	21			ア	イ※
		31-2	店舗型性風俗特殊営業の営業停止の標章の取り除き	21			ア	エ
		31-3	店舗型性風俗特殊営業の営業停止の標章の取り除き	21			ア	エ
		31の6-3	受付所営業の営業停止の標章の取り除き	21			ア	エ
		31の16-2	店舗型電話異性紹介営業の営業停止の標章の取り除き	21			ア	エ
		31の16-3	店舗型電話異性紹介営業の営業停止の標章の取り除き	21			ア	エ
		31の22	特定遊興飲食店営業の許可（第31条の23において準用する第4条第3項の適用がない場合に限る。）	21			○	イ※
		31の22	特定遊興飲食店営業の許可（第31条の23において準用する第4条第3項の適用がある場合に限る。）	21			○	イ※
		31の23	許可証の再交付	21			ア	○
		31の23	特定遊興飲食店営業の相続の承認	21			○	○
		31の23	相続の承認による許可証の書換え	21			ア	○
		31の23	特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認	21			○	○
		31の23	法人の合併による許可証の書換え	21			ア	○
		31の23	特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認	21			○	○
		31の23	法人の分割による許可証の書換え	21			ア	○
		31の23	営業所の構造又は設備の変更の承認	21			ア	イ※
		31の23	許可証の書換え	21			ア	○
		31の23	特例特定遊興飲食店営業者の認定	21			○	イ※
		31の23	認定証の再交付	21			ア	○
		39-1	都道府県風俗環境浄化協会の指定	21			ウ	ウ

	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等適正化法施行規則） [Q60-001]	45	店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	21			ア	○
		55-2	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	21			ア	○
		61-2	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	21			ア	○
		66-2	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付	21			ア	○
		72-2	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付	21			ア	○
	銃砲刀剣類所持等取締法 [C33-006]	4-1	銃砲等又は刀剣類の所持の許可	21		3-1 ⑪	○	○
		4の4-1	許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認	21			ア	○
		5の3-3	猟銃及び空気銃講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付	21			ア	○
		5の3の2-3	クロスボウ講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付	21			ア	○
		5の4-1-3	猟銃の操作及び射撃に関する技能検定技能検定合格証明書の書換え又は再交付	21			ア	○
		5の5-3	技能講習修了証明書の書換え又は再交付	21			ア	○
		6-1	国際競技に参加する外国人に対する所持許可	11			○	○
		7-2	許可証の書換え又は再交付	21			ア	○
		7の3-1	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新	21			○	ア
		9の2-1	指定射撃場の指定	21			○	○
		9の3-1	猟銃等射撃指導員の指定	21			○	○
		9の3の2-1	クロスボウ射撃指導員の指定	21			○	○
		9の4-1	教習射撃場の指定	21			○	○
		9の5-2	射撃教習を受ける資格の認定	21			○	○
		-4	教習資格認定証の書換え又は再交付	21			ア	○
		9の9-1	練習射撃場の指定	21			○	○
		9の10-2	射撃練習を行う資格の認定	21			○	○
		-3	練習資格認定証の書換え又は再交付	21			ア	○
		9の13-1	年少射撃資格の認定	21			○	○
		-3	年少射撃資格認定証の書換え又は再交付	21			ア	○
		9の14-3	年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付	21			ア	○
		9の16-1	クロスボウ射撃資格の認定	21			○	○
		9の16-2	クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付	21			ア	○
		31-2	国際競技の参加外国人の所持許可期間の延長	11			○	○
		17-1	猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可	21			○	○
		-8	譲渡許可証又は譲受許可証の再交付	21			ア	○
		19-4	運搬証明書の再交付	21			ア	○
		24-1	猟銃用火薬類等の輸入の許可	11			○	○
		25-1	猟銃用火薬類等の消費の許可	21			○	○
		59-9	運搬証明書の書換え	21			ア	○
		-10	運搬証明書の再交付	21			ア	○
		59-9	運搬証明書の書換え	21			ア	○
		-10	運搬証明書の再交付	21			ア	○
		59-9	運搬証明書の書換え	21			ア	○
		-10	運搬証明書の再交付	21			ア	○
		59-9	運搬証明書の書換え	21			ア	○
		-10	運搬証明書の再交付	21			ア	○
		59-9	運搬証明書の書換え	21			ア	○
		-10	運搬証明書の再交付	21			ア	○
		59-9	運搬証明書の書換え	21			ア	○
		-10	運搬証明書の再交付	21			ア	○

	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令 [K07-192]	3の2	運搬証明書の書換え	21			ア	○
		3の3	運搬証明書の再交付	21			ア	○
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 [K10-420]	21	運搬証明書の書換え	21			ア	○
		22	運搬証明書の再交付	21			ア	○
	古物営業法 [C24-108]	3	古物商の許可	21			○	○
		3	古物市場主の許可	21			○	○
		5-4	許可証の再交付	21			ア	○
		7-5	許可証の書換え	21			ア	○
		21の5-1	古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定（外国において営む者以外の者）	21			ア	○
		21の6-1	古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定（外国において営む者）	21			ア	○
	古物営業法施行規則 [R07-010]	12-1	行商従事者証及び標識の様式の承認	21			イ	○
		23	盗品売買等防止団体の承認	21			○	○
	質屋営業法 [C25-158]	2-1	質屋の許可	21			○	○
		4-1	営業所の移転の許可	21			○	○
		4-1	管理者の新設又は変更の許可	21			○	○
		8-2	許可証の書換え（第4条第2項による届出の場合に限る。）	21			ア	○
		8-4	許可証の再交付	21			ア	○
		28-3①	質契約の終了行為者の承認	21			○	○
		28-5	質契約の終了行為を行う場所の承認	21			○	○
	警備業法 [C47-117]	4	警備業の認定	21			○	○
		7-1	認定の有効期間の更新	21			○	○
		22-2	警備員指導教育責任者資格者証の交付	21			○	○
		-5	警備員指導教育責任者資格者証の書換え	21			ア	○
		-6	警備員指導教育責任者資格者証の再交付	21			ア	○
		23-4	合格証明書の交付	21			○	○
		-5	合格証明書の書換え	21			ア	○
		-5	合格証明書の再交付	21			ア	○
		42-2	機械警備業務管理者資格者証の交付	21			○	○
		-3	機械警備業務管理者資格者証の書換え	21			ア	○
		-3	機械警備業務管理者資格者証の再交付	21			ア	○
	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（警備員指導教育責任者講習等規則） [Q58-002]	7-2	警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付	21			ア	○
		12-2	機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付	21			ア	○
	探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則 [R19-019]	4-2	探偵業届出証明書の再交付	21			ア	○
策 組 第 一 課 組 織 犯 罪 対 策	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法） [D03-077]	32の3-1	都道府県暴力追放運動推進センターの指定	21			ウ	ウ

	暴力追放運動推進センターに関する規則（暴力追放運動推進センター規則） [R03-007]	7-1 -1	都道府県センターの相談事業規程の承認 都道府県センターの相談事業規程変更の承認	21 21			ウ イ	ウ イ
交通総務課	道路交通法 [C35-105]	75の12-1	特定自動運行の許可	21			○	○
		75の16-1	特定自動運行計画の変更の許可	21			○	○
		108の31-1	都道府県交通安全活動推進センターの指定	21			ウ	ウ
		108の32の2-1	運転免許取得者等教育の認定（自動車教習所以外のもの）	21			○	○
	道路交通法施行令 [J35-270]	13-1 14の2②	緊急自動車の指定 道路維持作業用自動車の指定	21 21			ア ア	○ ○
	道路交通法施行規則 [Q35-060]	1-2① 1の5-2	原動機を用いる乳母車の確認 身体障害者用の車の確認	23 23			○ ○	○ ○
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 [D13-057]	4	自動車運転代行業の認定	21			○	○
交通指導課	道路交通法 [C35-105]	51の8-1	確認事務受託対象法人の登録	21		3-1⑬	○	○
		-6	確認事務受託対象法人の登録の更新	21			○	○
		51の13-1	駐車監視員資格者証の交付	21			○	○
		63-3	整備不良車両の運転許可	30				
		-7	故障車両の整備確認	23, 24			イ	○
		75-10	自動車使用制限標章の取除き（下命、容認に係るもの）	21			ア	オ
		75の2-2	自動車使用制限標章の取除き（速度、過積載、過労違反、放置違反金納付命令に係るもの）	21			ア	オ
	確認事務の委託の手續等に関する規則 [R16-023]	9-1	駐車監視員資格者講習修了証明書の交付	21			ア	イ
		9-2	駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付	21			ア	○
		10-4	駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能を有する者の認定	21			○	○
		10-5	認定書の再交付	21			ア	○
交通規制課	道路交通法 [C35-105]	13-1	駐車監視員資格者証の書換え交付	21			ア	○
		-2	駐車監視員資格者証の再交付	21			ア	○
		8-2	通行許可	23, 24			○	○
		45-1	駐車の許可（駐車禁止場所におけるもの）	23, 24			○	○
		49の5	駐車の許可（時間制限駐車区間におけるもの）	23, 24			○	○
		49の7-2	駐車の許可（時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場におけるもの）	23, 24			○	○
		56-1	設備外積載の許可	23, 24			○	○
		-2	荷台乗車の許可	23, 24			○	○
	自 動 車 の 保 管 場 所 の 確 保 等 に 関 す る 法 律 （ 保 管 場 所 法 ） [C37-145]	57-3	制限外積載の許可	23, 24			○	○
		59-2	牽引の許可	21			○	○
		77-1	道路の使用の許可	23, 24			○	○
		78-5	道路使用許可証の再交付	23, 24			ア	○
		4-1	自動車の保管場所証明	23			ア	○
	災害対策基本法施行令 [J37-288]	33-1	緊急通行車両の確認	21			○	○
		-2	災害発生前における緊急通行車両の確認	21			○	○

	災害対策基本法施行規則 [Q37-52]	6の3-1	標章及び証明書の書換え交付	21			ア	○
		6の4-1	標章及び証明書の再交付	21			ア	○
	大規模地震対策特別措置法施行令 [J53-385]	12-1	緊急輸送を行うための車両であることの確認	21			○	○
		-2	警戒宣言が発せられる前における緊急輸送車両の確認	21			○	○
	大規模地震対策特別措置法施行規則 [Q54-38]	6の3-1	標章及び証明書の書換え交付	21			ア	○
		6の4-1	標章及び証明書の再交付	21			ア	○
	原子力災害対策特別措置法施行令 [K12-195]	8-1	原子力緊急事態宣言の公示前における緊急通行車両の確認	21			○	○
		-1	標章及び証明書の書換え交付	21			ア	○
		-1	標章及び証明書の再交付	21			ア	○
		-2	緊急通行車両の確認	21			○	○
		-2	標章及び証明書の書換え交付	21			ア	○
		-2	標章及び証明書の再交付	21			ア	○
	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 [K16-275]	39	緊急通行車両の確認	21			○	○
		39	国民の保護のための措置の実施前における緊急通行車両の確認	21			○	○
		39	標章及び証明書の書換え交付	21			ア	○
		39	標章及び証明書の再交付	21			ア	○
運転免許課	道路交通法 [C35-105]	84-1	運転免許（指定自動車教習所からの仮免許申請に限る。）	21		3-1 ⑪		
		91	免許条件の解除（視力、深視力及び聴力に係るものに限る。）	21			ア	○
		94-2	免許証の再交付（仮免許証の再交付を除く。）	21			ア	○
		-2	仮免許証の再交付	21	22		ア	○
		99-1	指定自動車教習所の指定	21			○	○
		99の2-4	技能検定員資格者証の交付	21			○	○
		-4 ①イ	技能検定員審査に係る合否の判定	21		3-1 ⑪		
		99の3-4	教習指導員資格者証の交付	21			ア	○
		-4 ①イ	教習指導員審査に係る合否の判定	21		3-1 ⑪		
		101-6	免許証等の更新（適性検査により判断する場合に限る。）	21		3-1 ⑪		
		-6	免許証等の更新（適性検査により判断する場合を除く。）	21			ア	○
		101の2-4	更新期間前における免許証等の更新（適性検査により判断する場合に限る。）	21		3-1 ⑪		
		-4	更新期間前における免許証等の更新（適性検査により判断する場合を除く。）	21			ア	○
		104の4-3	申出に係る免許の交付	21			ア	○
		107の7-3	国外運転免許の交付	21			ア	○
		108の4-1	指定講習機関の指定	21			○	○
		108の6-1	講習業務規程の認可	21		4-3		
		-1	講習業務規程の変更の認可	21		4-3		
		108の10	特定講習の休廃止の許可	21		4-3		
		108の32の2-1	運転免許取得者等教育の認定（自動車教習所からのもの）	21			○	○
		108の32の3-1	運転免許取得者等検査の認定（自動車教習所からのもの）	21			○	○

(理由)

(ア) 判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であるから。-----ア

(イ) 許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、
法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるものであるから。-----イ

(ウ) 全国又は都道府県に1を限って指定（認可）される法人に係る処分であって、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるから。-----ウ

(3) 当面審査基準を定めることを要しないもの

(理由)

(エ) 処分の先例がなく、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるから。-----エ

(オ) 処分が稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるから。-----オ

6 標準処理期間欄

(1) 標準処理期間を定めるもの-----○

(2) 標準処理期間を定めないもの

(理由)

(ア) 標準処理期間が「法令の定め」に尽くされている処分であるから。-----ア

(イ) 許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、
法令の定め以上に具体的な標準処理期間を定めることが困難であると認められるものであるから。-----イ

(ただし、目安となる期間を示すものについては、イ※とした。)

(ウ) 全国又は都道府県に1を限って指定（認可）される法人に係る処分であって、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるから。-----ウ

(エ) 処分の先例がなく、標準処理期間を具体化することが困難であるから。-----エ

(オ) 処分が稀であり、標準処理期間を具体化することが困難であるから。-----オ

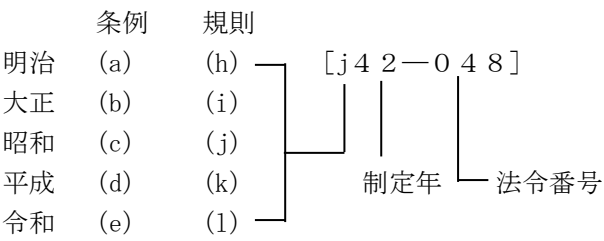
別表第2（第1関係）

許認可等一覧表（条例に基づくもの）

所管課等	法令名	条項名	処分の概要	行政庁		適用除外	審査基準	標準処理期間
				原権者	委任先			
文書課	埼玉県情報公開条例 [d12-77]	14-1	公文書の開示決定	21, 22			○	イ※
施設課	埼玉県庁舎管理規則 [j42-048]	5-1	物品販売等の許可	20	23, 25, 40		イ	イ

【凡 例】

1 法令名欄



2 条項名欄

(条) (項) (号)

算用数字－算用数字 ○つき数字

(例) 第25条第2項第1号 25-2①

3 行政庁欄

(数字) (権限者)

[20] 埼玉県知事

[21] 埼玉県公安委員会

[22] 埼玉県警察本部長

[23] 警察署長

[24] 高速道路交通警察隊長

[25] 警察学校長

[40] その他

4 適用除外欄

適用除外となる処分に係る埼玉県行政手続条例上の根拠条項を示す。

5 審査基準欄

- (1) 何らかの審査基準を定めるもの-----○
- (2) 審査基準を定めることを要しないもの
- (理由)
- (ア) 判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であるから。-----ア
- (イ) 許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるものであるから。-----イ
- (ウ) 全国又は都道府県に1を限って指定（認可）される法人に係る処分であって、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるから。-----ウ
- (3) 当面審査基準を定めることを要しないもの
- (理由)
- (エ) 処分の先例がなく、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるから。-----エ
- (オ) 処分が稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるから。-----オ

6 標準処理期間欄

(1) 標準処理期間を定めるもの-----○

(2) 標準処理期間を定めないもの

(理由)

(ア) 標準処理期間が「法令の定め」に尽くされている処分であるから。-----ア

(イ) 許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、
法令の定め以上に具体的な標準処理期間を定めることが困難であると認められるものである
から。-----イ

(ただし、目安となる期間を示すものについては、イ※とした。)

(ウ) 全国又は都道府県に1を限って指定（認可）される法人に係る処分であって、個々の
申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないも
のであるから。-----ウ

(エ) 処分の先例がなく、標準処理期間を具体化することが困難であるから。-----エ

(オ) 処分が稀であり、標準処理期間を具体化することが困難であるから。-----オ

別表第3（第1関係）

不利益処分一覧表（法律等に基づくもの）

所管 課等	法 令 名	条 項 名	処 分 の 概 要	行 政 庁		適用除 外	処分 基準
				原権者	委任先		
会計課	遺失物法	26-1	施設占有者又は特例施設占有者に対する指示	21			○
	[D18-073]	-2	特例施設占有者に対する指示	21			○
	遺失物法施行規則	30-1	特例施設占有者の指定の取消し	21			○
[R19-006]							
施設課	地方自治法	238の4-9	行政財産の目的外使用許可の取消し	20	23 25		イ
	[C22-067]						
警務課	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	96-1	特例民法法人に対する措置命令	20			エ
	及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	96-2	特例民法法人に対する解散命令	20			エ
	[D18-050]						
	公益信託ニ関スル法律	4-1	公益信託事務の検査・必要な処分の命令	20			エ
	[B11-062]	5-1	公益信託の変更命令	20			エ
		8	公益信託の受託者の解任	20			エ
	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法	9-2	労働時間等設定改善実施計画の承認の取消し等	10	20		エ
	[D04-090]	10-5	労働時間等設定改善実施計画の承認の取消し等	10	20		エ
		12-2	労働時間等設定改善実施計画の承認の取消し	10	20		エ
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	13-1	申請者その他の関係人からの報告徴収	21		3-1 ⑭	イ ア
	[C55-036]	-2	公私の団体等からの報告徴収	21		3-1 ⑭	
		23-5	犯罪被害者等早期援助団体に対する改善命令	21			
		-6	犯罪被害者等早期援助団体の指定の取消し	21			
	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律	8-1	申請者その他の関係人からの報告徴収	21		3-1 ⑭	
	[D20-080]	-2	公私の団体等からの報告徴収	21		3-1 ⑭	
	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律	13-1	申請者その他の関係人からの報告徴収	21		3-1 ⑭	
	[D28-073]	-2	公私の団体等からの報告徴収	21		3-1 ⑭	

生活安全総務課	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（自転車防犯登録規則） [R06-012]	9	指定法人の指定の取消し	21			オ
人身安全対策課	ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法） [D12-081]	5-1 5-3 5-9	つきまとい等の警告違反に係る禁止命令 つきまとい等に係る緊急禁止命令 つきまとい等に係る禁止命令の延長	21 21 21	22 22, 23 22		ア ア ア
少年課	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業等適正化法） [C23-122]	38-6	少年指導委員の解嘱	21		3-1 ⑨	

保安課	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業等適正化法） [C23-122]	3-2	風俗営業の許可の条件の付加及び変更	21			イ
		8	風俗営業の許可の取消し	21			
		10の2-6	特例風俗営業者の認定の取消し	21			
		25	風俗営業者に対する指示	21			
		26-1	風俗営業の許可の取消し、停止命令	21			
		-2	飲食店営業の停止命令	21			
		29	店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21			
		30-1	店舗型性風俗特殊営業の停止命令	21			
		-2	店舗型性風俗特殊営業の廃止命令	21			
		-3	浴場業営業等の停止命令	21			
		31の4-1	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21			
		31の5-1	示	21			
		2	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令	21			
		31の6-2①	無店舗型性風俗特殊営業の受付所の廃止命令	21			
		②	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21			
		③	示	21			
		31の9-1	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令	21			
			無店舗型性風俗特殊営業の受付所の廃止命令				
		31の10	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21			
		31の11-2①	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための措置命令	21			
		②	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	21			
		31の14	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための措置命令	21			
		31の15-1	年少者利用防止のための措置命令	21			
		-2	店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	21			
		31の19-1	店舗型電話異性紹介営業の停止命令	21			
		31の20	店舗型電話異性紹介営業の廃止命令	21			
		31の21-2①	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	21			
		②	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令	21			
		31の23	特定遊興飲食店営業の許可の条件の付加及び変更	21			
		31の23	特定遊興飲食店営業の許可の取消し	21			
		31の23	特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し	21			
		31の24	特定遊興飲食店営業者に対する指示	21			
		31の25-1	特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令	21			
		-2	令	21			
		34-1	飲食店営業の停止命令	21			
		-2	飲食店営業者に対する指示	21			
		35	飲食店営業の停止命令	21			
		35の2	興行場営業の停止命令	21			
			特定性風俗物品販売等営業（第2条第6項第5				
		35の4-1	号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。）の停止命令	21			
		-2		21			
		35の4-4①	接客業務受託営業を営む者に対する指示	21			
		②	接客業務受託営業の停止命令	21			
		37-1	接客業務受託営業を営む者に対する指示	21			
		39-3	接客業務受託営業の停止命令	21			
		-4	風俗営業者等からの報告等	21			
			都道府県風俗環境浄化協会に対する改善命令				
			都道府県風俗環境浄化協会の指定の取消し				

3-1 ⑭

イ
イ

	風俗環境浄化協会等に関する規則 [Q60-003]	5-3	都道府県風俗環境浄化協会からの報告徴収等	21		3-1 ⑭	
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (遊技機の認定及び型式の検定規則) [Q60-004]	2-2 -3 8-2 -3	遊技機の再試験の命令 認定に必要な遊戯機等の提出命令 遊技機の再試験の命令 検定に必要な遊技機の部品の提出命令	21 21 21 21		3-1 ⑭ 3-1 ⑭ 3-1 ⑭ 3-1 ⑭	

銃砲刀剣類所持等取締法 [C33-006]	4-2	銃砲等の許可の条件の付加及び変更	21	3-1 ⑭	イ
	4の3-2	認知症に係る指定医の診断書の提出命令	21		○
	4の4-2	許可猟銃等に係る打刻命令	21		○
	4の4-3	許可クロスボウに係る表示措置命令	21		○
	8-7	銃砲等又は刀剣類の提出命令	21		○
	8の2-2	拳銃部品の提出命令	21		ア
	9の2-2	指定射撃場の指定の解除	21		○
	9の3-2	猟銃等射撃指導員の指定の解除	21		○
	9の3の2-2	クロスボウ射撃指導員の指定の解除	21		○
	9の4-3	教習射撃指導員の解任命令	21		○
	9の5-3	教習資格の認定の取消し	21		○
	9の6-3	教習用備付け銃に係る打刻命令	21		○
	9の7-3	教習用備付け銃に関する措置命令	21		○
	9の8-1	教習射撃場の指定の解除、証明書の交付禁止	21		○
	-2	教習射撃場の指定の解除	21		○
	-3	教習用備付け銃の提出命令	21		ア
	9の9-2	練習射撃指導員の解任命令	21		○
	9の10-3	練習資格の認定の取消し	21		○
	9の11-2	練習用備付け銃に係る打刻命令	21		○
	-2	練習用備付け銃に関する措置命令	21		○
	9の12-1	練習射撃場の指定の解除	21		○
	-2	練習用備付け銃の提出命令	21		ア
	9の16-2	クロスボウ射撃資格の認定の取消し	21		○
	10の6-1	銃砲保管者からの報告徴収	21		
	-6	保管に係る銃砲に関する措置命令	21		○
	10の8-2	猟銃等保管業者に対する措置命令	21		○
	-3	猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令	21		○
	10の8の2-2	クロスボウ保管業者に対する措置命令	21		○
	-3	クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令	21		○
	10の9-1	所持許可を受けた者に対する指示	21		○
	-2	年少射撃資格者に対する指示	21		○
	11-1	銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し	21		○
	-2	銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し	21		○
	-3	銃砲等の所持許可の取消し	21		○
	-4	拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し	21		○
	-5	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し	21		○
	-6	猟銃等射撃指導員の許可の取消し	21		○
	-7	クロスボウ射撃指導員の許可の取消し	21		○
	-8	取消し前の銃砲等又は刀剣類等の提出命令	21		○
	-9	取消し後の銃砲等又は刀剣類の提出命令	21		ア
	11の2-1	取消し前の拳銃部品の提出命令	21		ア
	-3	取消し後の拳銃部品の提出命令	21		ア
	11の3-1	年少射撃資格の認定の取消し	21		○
	-2	年少射撃資格の認定の取消し	21		○
	12の3	調査のための受診命令	21		○
	13	所持許可を受けた者からの報告徴収等	21		
	13の3-1	調査を行う間における銃砲又は刀剣類の提出命令	21		○
	-3	調査を行う間における拳銃部品の提出命令	21		ア
	24-2	許可証等の提示要求	30		3-1 ⑭

		25- 1	本邦上陸者の銃砲等の提示命令	23			ア
		27- 1	銃砲等の提出命令	21			○
		27の 2- 1	射撃場設置者等からの報告徴収	21		3- 1 ⑭	
		28の 2- 7	猟銃安全指導委員の解嘱	21		3- 1 ⑨	
	火薬類取締法 [C25-149]	17- 3	猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の 取消し	21			○
		19- 2	火薬類の運搬方法等の指示	21			イ
		25- 3	猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し	21			○
		45	火薬類の運搬等に関する緊急措置	21			オ
		45の 2	運搬車両の停止、火薬類運搬者に対する措置 命	30		3- 1 ⑬	
		45の 2	令 運搬証明書の提示要求	30		3- 1 ⑭	
	核原料物質、核燃料物 質及び原子炉の規制に 関する法律（原子炉等 規制法） [C32-166]	59- 6	核燃料物質等の運搬方法の指示	21			イ
		-11	運搬車両の停止、核燃料物質等運搬者に対す る措置命令	30		3- 1 ⑬	
		-11	運搬証明書の提示要求	30		3- 1 ⑭	
		67- 1	核燃料物質等運搬業者からの報告徴収	21		3- 1 ⑭	
	放射性同位元素等の規 制に関する法律 [C32-167]	18- 6	放射性同位元素等の運搬方法の指示	21			イ
		- 8	放射性同位元素等運搬車両の停止、措置命令	30		3- 1 ⑬	
		42- 1	放射性同位元素等運搬者等からの報告徴収	21		3- 1 ⑭	
	化学兵器の禁止及び特 定物資の規制等に関す る法律（化学兵器禁止 法） [D07-065]	17- 2	特定物資の運搬方法の指示	21			イ
		32- 1	特定物質運搬者からの報告徴収	21		3- 1 ⑭	
	消防法 [C23-186]	16の 5- 2	移動タンク貯蔵所の停止等	30		3- 1 ⑬	
	感染症の予防及び感染 症の患者に対する医療 に関する法律（感染症 予防法） [D10-114]	56の27- 2	病原体等の運搬方法の指示	21			イ
		- 5	病原体等の運搬車両の停止、措置命令	30	3-1⑬		
		- 5	運搬証明書の提示要求	30	3-1⑭		
		56の30	特定病原体等所持者等からの報告徴収	21	3-1⑭		
	古物営業法 [C24-108]	6- 1	古物商等の許可の取消し	21			○
		- 2	古物商等の許可の取消し	21			○
		21	古物の差止め	23			○
		21の 7	古物に係る競りの中止	22			○
		22- 3	古物商等からの報告徴収	23		3- 1 ⑭	
		23	古物商等に対する指示	21			○
		24- 1	古物商等の許可の取消し	21			○
		24	古物商等の営業の停止命令	21			○

	古物営業法施行規則 [R07-010]	19の10- 1	認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し	21			○
		19の14- 1	認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し	21			○
		29	盗品売買等防止団体に係る承認の取消し	21			○
	行商従事者証等の様式の承認に関する規程 [Y07-007]	5	承認法人に対する資料提出要求	21		3- 1 ⑭	
		7	行商従事者証等の様式の承認の取消し	21			○
	質屋営業法 [C25-158]	23	質物等の差止	23			○
		25- 1	質屋の許可の取消し、営業の停止命令	21			○
		- 2	質屋の許可の取消し、営業の停止命令	21			○
	警備業法 [C47-117]	8	警備業の認定の取消し	21		3- 1 ⑭	○
		22- 7	警備員指導教育責任者資格者証の返納命令	21			○
		23- 5	合格証明書の返納命令	21			○
		42- 3	機械警備業務管理者資格者証の返納命令	21			○
		46	警備業者からの報告徴収等	21			
		48	警備業者に対する指示	21			○
		49- 1	警備業者の営業の停止命令	21			○
		- 2	警備業者の営業の廃止命令	21			○
	探偵業の業務の適正化に関する法律 [D18-060]	14	探偵業者に対する指示	21			○
		15- 1	探偵業の停止命令	21			○
		- 2	探偵業の廃止命令	21			○
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 [D15-083]	13	インターネット異性紹介事業者に対する指示	21			○
		14- 1	インターネット異性紹介事業の停止命令	21			○
		- 2	インターネット異性紹介事業の廃止命令	21			○
		15- 2 ①	インターネット異性紹介事業者に対する指示	21			○
		15- 2 ②	インターネット異性紹介事業の停止命令	21			○

組織犯罪対策第一課	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法） [D03-077]	11- 1	暴力的要求行為に係る中止命令	21	23	暴対43	ア
		- 2	暴力的要求行為に係る再発防止命令	21		暴対43	
		12- 1	暴力的要求行為の要求等に係る再発防止命令	21		暴対43	
		- 2	暴力的要求行為の立会補助に係る中止命令	21	23	暴対43	
		12の 2	指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要求行為に係る再発防止命令	21		暴対43	
		12の 4- 1	準暴力的要求行為の要求等に係る再発防止命令	21		暴対43	
		- 2	準暴力的要求行為の要求行為の相手方に対する指示	21	22 (緊急の必要があるものに限る。)		
				21	23	暴対43	
		12の 6- 1	準暴力的要求行為者に係る中止命令	21		暴対43	
		- 2	準暴力的要求行為者に係る再発防止命令	21		暴対43	
		15- 1、 3	事務所の使用制限命令	21	23	暴対43	
		18- 1	加入強要等に係る中止命令	21		暴対43	
		- 2	加入強要等に係る再発防止命令	21		暴対43	
		- 3	少年脱退措置命令	21		暴対43	
		19	加入強要の命令等に係る再発防止命令	21	23	暴対43	
		22- 1	指詰め強要等に係る中止命令	21		暴対43	
		- 2	指詰め強要等に係る再発防止命令	21		暴対43	
		23	指詰め強要の命令等に係る再発防止命令	21	23	暴対43	
		26- 1	入れ墨強要等に係る中止命令	21		暴対43	
		- 2	入れ墨強要等に係る再発防止命令	21		暴対43	
		27	入れ墨強要の命令等に係る再発防止命令	21		3- 1 ⑭	
		28- 3	都道府県センターからの報告徴収	21	23	暴対43	
		30	事務所等における禁止行為に係る中止命令	21	23	暴対43	
		30の 3	損害賠償請求等の妨害に係る中止命令	21		暴対43	
		30の 4	損害賠償請求等の妨害に係る防止命令	21		暴対43	
		30の 5- 1	暴力行為の賞揚等に係る禁止命令	21	23	暴対43	
		30の 7- 1	縄張に係る禁止行為に係る中止命令	21		暴対43	
		- 2	縄張に係る禁止行為に係る防止命令	21		暴対43	
		- 3	縄張に係る禁止行為に係る再発防止命令	21		暴対43	
		- 4	営業者等による縄張に係る禁止行為に係る再発防止命令	21	23	暴対43	
		30の10- 1	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為に係る中止命令	21		暴対43	
		- 2	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為に係る再発防止命令	21		暴対43	
		30の11- 1	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限命令	21			エ ア
				21			
		32の 3- 5	都道府県センターに対する改善命令	21		3- 1 ⑭	
		- 6	都道府県センターの指定の取消し	21	22	暴対43	
		33- 1	指定暴力団員等からの報告徴収等				
		35- 1	仮の命令				
	暴力追放運動推進センター規則 [R03-007]	12- 3	都道府県センターからの報告徴収等	21		3- 1 ⑭	

交通総務課	道路交通法 [C35-105]	15	遠隔操作型小型車の遠隔操作者に対する指示	30		3-1 ⑬	○
		15の6	遠隔操作型小型車の使用者に対する指示	21			○
		74の3-6	安全運転管理者等の解任命令	21			イ
		74の3-8	自動車の使用者に対する是正措置命令	21			イ
		75の2の2-1	安全運転管理者等からの報告徴収等	21		3-1 ⑭	
		75の26-1	特定自動運行実施者に対する指示	21			○
		75の27-1	特定自動運行の許可の取消し及び許可の効力の停止	21			○
		108の3の5-1	特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令	21			○
		108の3の5-2	自転車運転者講習の受講命令	21			○
		108の29-5	地域交通安全活動推進委員の解嘱	21		3-1 ⑨	
		108の31-3	都道府県交通安全活動推進センターに対する措置命令	21			イ
		-4	都道府県交通安全活動推進センターの取消し	21			ア
		108の32の2-5	運転免許取得者等教育の認定（自動車教習所以外のもの）の取消し	21			○
	地域交通安全活動推進委員等規則 [R02-007]	14	協議会からの報告徴収等	21		3-1 ⑭	
	交通安全活動推進センター規則 [R10-003]	7-3	都道府県センターからの報告徴収等	21		3-1 ⑭	
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 [D13-057]	7-1	自動車運転代行業の認定の取消し	21			○
		19-1	安全運転管理者等の解任命令	21			イ
		19-1	自動車運転代行業者に対する是正措置命令	21			イ
		21-1	自動車運転代行業者からの報告徴収	21		3-1 ⑭	
		22-1	自動車運転代行業者に対する指示	21			○
		23-1	自動車運転代行業者の営業の停止命令	21			○
		24-1	自動車運転代行業を営む者に対する廃止命令	21			○
		25-2 ①	自動車運転代行業者に対する指示	21			○
		-2 ②	自動車運転代行業者の営業の停止命令	21			○
		-2 ③	自動車運転代行業を営む者に対する廃止命令	21			○
交通指導課	道路交通法 [C35-105]	22の2-1	最高速度違反車両に係る指示	21			○
		50の2	違法停車車両の移動命令等	30		3-1 ⑬	
		51-1	違法駐車車両の移動命令等	30		3-1 ⑬	
		51-16	違法駐車車両に係る移動等負担金の納付命令	23			ア
		-17	違法駐車車両に係る移動等負担金の督促	23			ア
		-22	積載物に係る負担金の納付命令	23			ア
		-22	積載物に係る負担金の督促	23			ア
		51の2	自動車使用者等からの報告徴収（違法駐車に対する措置に係るもの）	23		3-1 ⑭	
		51の4-4	放置違反金の納付命令	21			ア
		-10	公示による放置違反金の納付命令	21			ア
		-13	放置違反金の督促	21			ア
		51の5-1	自動車使用者等からの報告徴収（放置違反金納付命令に係るもの）	21		3-1 ⑭	
		51の9	登録法人に対する適合命令	21			○
		51の10	確認事務受託対象法人の登録の取消し	21			○
		51の13-2	駐車監視員資格者証の返納命令	21			○

		58の2	積載物の重量の測定のための書類の提示要求	30		3-1 ⑭	
		58の3-1	過積載車両に係る措置命令	30		3-1 ⑬	
		-2	過積載車両に係る通行の指示	30		3-1 ⑬	
		58の4	過積載車両に係る指示	21			○
		58の5-2	過積載車両の運転の要求等の禁止の措置命令	23, 24			イ
		61	危険防止のための応急措置命令	30		3-1 ⑬	
		63-1	整備不良車両の停止	30		3-1 ⑬	
		-1	書類の提示要求	30		3-1 ⑭	
		-2	故障車両の運転継続禁止命令等	30		3-1 ⑬	
		66の2-1	過労運転車両に係る指示	21			○
		67-1	車両の停止	30		3-1 ⑬	
		-1	免許証等の提示要求	30		3-1 ⑭	
		-4	危険防止のための応急措置	30		3-1 ⑬	
		75-2	自動車の使用制限命令	21			○
		75の2-1	最高速度違反行為に係る自動車の使用制限命令	21			○
		-1	過積載に係る自動車の使用制限命令	21			○
		-1	過労運転に係る自動車の使用制限命令	21			○
		75の2-2	放置違反金納付命令を受けた車両の使用制限命令	21			○
		75の2の2-2	自動車使用者からの報告徴収等	21		3-1 ⑭	
		75の8-2	違法停車車両の移動命令等（高速自動車国道等におけるもの）	30		3-1 ⑬	
		-2	違法駐車車両の移動命令等（高速自動車国道等におけるもの）	30		3-1 ⑬	
		-2	違法駐車車両に係る移動等負担金の納付命令（高速自動車国道等におけるもの）	24			ア
		-2	違法駐車車両に係る移動等負担金の督促（高速自動車国道等におけるもの）	24			ア
		-2	積載物に係る負担金の納付命令（高速自動車国道等におけるもの）	24			ア
		-2	積載物に係る負担金の督促（高速自動車国道等におけるもの）	24			ア
		-2	自動車使用者等からの報告徴収（高速自動車国道等におけるもの）	24		3-1 ⑭	
		-3	放置違反金の納付命令（高速自動車国道等におけるもの）	21			ア
		-3	放置違反金の督促（高速自動車国道等におけるもの）	21			ア
		81の2-1	転落積載物等に係る措置命令	23, 24			イ
		-3	転落積載物等に係る除去等負担金の納付命令	23, 24			ア
		-3	転落積載物等に係る除去等負担金の督促	23, 24			ア
		109-1	運転免許証又は国際運転免許証等の提出要求	30		3-1 ⑬	
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 [D13-057]	19-1	最高速度違反行為に係る指示	21			○
		19-1	過積載車両に係る指示	21			○
		19-1	過労運転車両に係る指示	21			○
		19-1	自動車の使用制限命令	21			○

	自動車の保管場所の確保等に関する法律（保管場所法） [C37-145]	9-1	自動車の運行供用制限	21			○
--	--	-----	------------	----	--	--	---

交通捜査課	道路交通法 [C35-105]	72-2	交通事故時の運転者への命令	30		3-1 ⑬	
		-3	交通事故現場における指示	30		3-1 ⑬	
		72の2-3	損壊物等に係る移動等負担金の納付命令	23, 24			ア
		-3	損壊物等に係る移動等負担金の督促	23, 24			ア
交通規制課	道路交通法 [C35-105]	6-2	車両等に対する混雑緩和のための命令	30		3-1 ⑬	
		11-3	行列指揮者に対する通行方法の命令	30		3-1 ⑬	
		15	歩行者に対する通行方法の指示	30		3-1 ⑬	
		63の8	自転車の通行方法の指示	30		3-1 ⑬	
		77-4	道路使用許可の条件の変更・付加	23, 24			○
		77-5	道路使用許可の停止又は取消し	23, 24			○
		81-1	違法工作物等に係る措置命令	23, 24			イ
		-8	違法工作物等に係る除去等負担金の納付命令	23, 24			ア
		-9	違法工作物等に係る除去等負担金の督促	23, 24			ア
		82-1	沿道工作物等に係る措置命令	23, 24			イ
		-3	沿道工作物等に係る除去等負担金の納付命令	23, 24			ア
		-3	沿道工作物等に係る除去等負担金の督促	23, 24			ア
		83-3	工作物等に係る除去等負担金の納付命令	23, 24			ア
		-3	工作物等に係る除去等負担金の督促	23, 24			ア
		111-2	道路の交通の調査（警察官の質問）	21		3-1 ⑭	
	自動車の保管場所の確保等に関する法律（保管場所法） [C37-145]	12	自動車保有者等からの報告徴収等	21		3-1 ⑭	
隊 高速道路交通警察	道路交通法 [C35-105]	75の3	高速自動車国道等の通行制限等	30		3-1 ⑬	
運転免許課	道路交通法 [C35-105]	91	免許の条件の付加及び変更（視力、深視力及び聴力に係るものに限る。ただし、解除に係る変更を除く。）	21			○
		99の2-5	技能検定員資格者証の返納命令	21			イ
		99の3-5	教習指導員資格者証の返納命令	21			イ
		99の6-1	指定教習所からの報告徴収等	21		3-1 ⑭	
		99の7-1	指定教習所に対する適合命令	21			イ
		-2	指定教習所に対する監督命令	21			イ
		100-1	指定教習所の指定取消し、証明書発行禁止	21			イ
		-2	指定教習所の指定取消し、証明書発行禁止の延長	21			イ
		104の2の2-1	再試験の結果に基づく免許の取消し	21		3-1 ⑪	
		-2	再試験の不受験による免許の取消し	21			ア
		-4	再試験の不受験による免許の取消し	21			ア
		107の4-3	臨時適性検査後運転時の措置命令	21		3-1 ⑪	
		108の5-3	運転適性指導員等の解任命令	21			イ
		108の8-1	指定講習機関への適合命令	21		4-3	
		-2	指定講習機関に対する監督命令	21		4-3	
		108の9	指定講習機関からの報告徴収等	21		3-1 ⑭	
		108の11-1	指定講習機関の指定の取消し	21			ア

		- 2	指定講習機関の指定の取消し	21			ア
		108の32の 2-5	運転免許取得者等教育の認定（自動車教習所からのもの）の取消し	21			イ
		108の32の 3-2	運転免許取得者等検査の認定（自動車教習所からのもの）の取消し	21			イ
	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（届出教習所課程指定規則） [R06-001]	8-1	指定教習課程の指定の取消し	21			ア
	大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則 [S04-004]	9-1	大型免許等の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定の取消し	21			イ
運 転 管 理 課	道路交通法 [C35-105]	90- 5	運転免許の取消し、効力の停止	21	22		○
		90- 9	免許を受けることができない期間の指定	21			○
		103- 1	運転免許の取消し、効力の停止（病気等）	21			ア
		- 2	運転免許の取消し（運転傷害等）	21	22		○
		- 4	運転免許の取消し、効力の停止（処分移送等）	21	22		○
		- 7	免許を受けることができない期間の指定	21			○
		103の 2- 1	運転免許の効力の仮停止	23, 24			ア
		104の 2 の 3- 1	臨時適性検査に係る運転免許の取消し等（暫定停止）	21	22		○
		- 3	臨時適性検査に係る運転免許の取消し等（取消し等）	21			○
		104の 3- 2	行政処分未執行者に対する出頭命令	30		3- 1 ⑬	
		- 3	免許証の提出要求	30		3- 1 ⑬	
		106の 2- 1	仮免許の取消し	21	22		ア
		- 2	仮免許の取消し	21	22		ア
		107の 5- 1	自動車等の運転禁止	21			○
		- 2	自動車等の運転禁止	21			○
		- 5	国際運転免許証等の提出要求	30		3- 1 ⑬	
		-10	自動車等の運転の仮禁止	23, 24			ア
		-11	行政処分未執行者に対する出頭命令	30		3- 1 ⑬	
運 転 免 許 試 験 課	道路交通法 [C35-105]	91	免許の条件の付加及び変更（視力、深視力及び聴力に係るもの並びに解除に係る変更を除く。）	21		3- 1 ⑪	
		97の 3- 1	運転免許試験の停止、合格決定の取消し	21			イ
		- 3	運転免許試験の受験禁止	21			イ
外 事 課	出入国管理及び難民認定法 [J26-319]	23- 3	旅券、乗員手帳、許可書又は在留カードの提示要求	30		3- 1 ⑭	
	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 [D03-071]	17- 2	特別永住者証明書の提示要求	30		3- 1 ⑭	

危機管理課	災害対策基本法 [C36-223]	59- 2 65- 2	災害の拡大防止措置の指示 災害発生時等の応急措置業務従事命令	23 30		3- 1 ⑬	イ
	大規模地震対策特別措置法 [C53-073]	23- 5	地震防災応急対策の実施等の指示	22			イ
	水害予防組合法 [A41-050]	50- 2	危険時の防御従事命令	30		3- 1 ⑬	
	石油コンビナート等災害防止法 [C50-084]	25- 2	自衛防災組織等に対する指示	30		3- 1 ⑬	

【凡 例】

1 法令名欄

	法律	政令	規則	告示	
明治	(A)	(H)	(O)	(V)	[C 3 5 - 1 0 5] 制定年 法令番号
大正	(B)	(I)	(P)	(W)	
昭和	(C)	(J)	(Q)	(X)	
平成	(D)	(K)	(R)	(Y)	
令和	(E)	(L)	(S)	(Z)	

(注 1) 規則とは、総理府令、省令及び国家公安委員会規則をいう。
(注 2) 刑事関係法令及び警察官職務執行法は、行政手続法の適用を受けないので、除外した。

2 条項名欄

(条) (項) (号)
算用数字-算用数字 ○つき数字
(例) 第25条第2項第1号 25- 2 ①

3 行政庁欄

(数字)	(権限者)
[10]	内閣総理大臣、国家公安委員会
[11]	都道府県公安委員会
[20]	埼玉県知事
[21]	埼玉県公安委員会
[22]	埼玉県警察本部長
[23]	警察署長
[24]	高速道路交通警察隊長
[25]	警察学校長
[30]	警察官
[40]	その他

4 適用除外欄

適用除外となる処分に係る行政手続法上の根拠条項を示す。

5 処分基準欄

- (1) 処分基準を定めるもの-----○
- (2) 処分基準を定めないもの
- (理由)
- (ア) 判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であるから。-----ア
- (イ) 許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な処分基準を定めることが困難であると認められるものであるから。-----イ
- (ウ) 全国又は都道府県に1を限って指定（認可）される法人に係る処分であって、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるから。-----ウ
- (エ) 処分の先例がなく、処分基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるから。-----エ
- (オ) 処分が稀であり、処分基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるから。-----オ

(3) 処分基準を定めるが、脱法的行為を助長するおそれがあるため、当該基準を公にしないこととするもの。-----カ

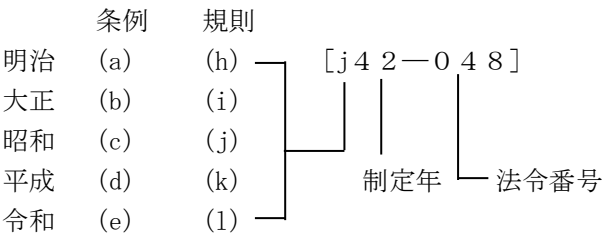
別表第4（第1関係）

不利益処分一覧表（条例に基づくもの）

所管 課等	法 令 名	条 項 名	処 分 の 概 要	行 政 庁		適用除外	処分 基準
				原権者	委任先		
施設課	埼玉県庁舎管理規則 [j42-048]	10	物品販売等の許可の取消し	20	23 25 40		イ
組織犯罪対策第一課	埼玉県暴力団排除条例 [d23-039]	30 - 1	暴力団事務所に青少年を立ち入らせた暴力団員に対する中止命令	21	23	暴排 30 - 3	
公安第二課	拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例 [d06-042]	6 - 1 - 2	暴騒音の停止命令 拡声機の使用停止命令	30 23		3 - 1	ア

【凡 例】

1 法令名欄



2 条項名欄

(条) (項) (号)

算用数字-算用数字 ○つき数字

(例) 第25条第2項第1号 25-2①

3 行政庁欄

- | | |
|------|----------------|
| (数字) | (権限者) |
| [10] | 内閣総理大臣、国家公安委員会 |
| [11] | 都道府県公安委員会 |
| [20] | 埼玉県知事 |
| [21] | 埼玉県公安委員会 |
| [22] | 埼玉県警察本部長 |
| [23] | 警察署長 |
| [24] | 高速道路交通警察隊長 |
| [25] | 警察学校長 |
| [30] | 警察官 |
| [40] | その他 |

4 適用除外欄

適用除外となる処分に係る埼玉県行政手続条例上の根拠条項を示す。

5 処分基準欄

- (1) 処分基準を定めるもの-----○
- (2) 処分基準を定めないもの
- (理由)
- (ア) 判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であるから。-----ア

- (イ) 許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な処分基準を定めることが困難であると認められるものであるから。-----イ
 - (ウ) 全国又は都道府県に1を限って指定（認可）される法人に係る処分であって、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるから。-----ウ
 - (エ) 処分の先例がなく、処分基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるから。-----エ
 - (オ) 処分が稀であり、処分基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるから。-----オ
- (3) 処分基準を定めるが、脱法的行為を助長するおそれがあるため、当該基準を公にしないこととするもの。-----カ

別表第5（第3関係）

不利益処分適用関係整理表（法律等に基づくもの）

所管 課等	法 令 名	条 項 名	処 分 の 概 要	行政手 続法の 適 用	個別法 の 適 用	適用条項名
会計課	遺失物法 [D18-073]	26-1 -2	施設占有者又は特例施設占有者に対する指示 特例施設占有者に対する指示	弁 明		13- 1 ②
	遺失物法施行規則 [R19-006]	30-1	特例施設占有者の指定の取消し	聴聞 A		13- 1 ①イ
施設課	地方自治法 [C22-067]	238の 4 - 9	行政財産の目的外使用許可の取消し	聴聞 A		13- 1 ①イ
警務課	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 [D18-50]	96- 1 96- 2	特例民法法人に対する措置命令 特例民法法人に対する解散命令	弁明 聴聞 A		13- 1 ② 13- 1 ①ロ
	公益信託ニ関スル法律 [B11-062]	4 - 1	公益信託事務の検査・必要な処分の命令	弁明		13- 1 ②
		5 - 1	公益信託の変更命令	弁明		13- 1 ②
		8	公益信託の受託者の解任	聴聞 A		13- 1 ①ハ
	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法 [D04-090]	9 - 2	労働時間等設定改善実施計画の承認の取消し等	聴聞 A		13- 1 ①イ
		10- 5	労働時間等設定改善実施計画の承認の取消し等	聴聞 A		13- 1 ①イ
		12- 2	労働時間等設定改善実施計画の承認の取消し	聴聞 A		13- 1 ①イ
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 [C55-036]	13- 1 - 2 23- 5 - 6	申請者その他の関係人からの報告徴収 公私の団体等からの報告徴収 犯罪被害者等早期援助団体に対する改善命令 犯罪被害者等早期援助団体の指定の取消し	除外 I 除外 I 弁明 聴聞 A		3 - 1 ⑭ 3 - 1 ⑭ 13- 1 ② 13- 1 イ
	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律 [D20-080]	8 - 1 - 2	申請者その他の関係人からの報告徴収 公私の団体等からの報告徴収	除外 I 除外 I		3 - 1 ⑭ 3 - 1 ⑭
	国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律 [D28-073]	13- 1 - 2	申請者その他の関係人からの報告徴収 公私の団体等からの報告徴収	除外 I 除外 I		3 - 1 ⑭ 3 - 1 ⑭
生活安全総務課	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（自転車防犯登録規則） [R06-012]	9	指定法人の指定の取消し	聴聞 A		13- 1 ①イ

人身安全対策課	ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法） [D12-081]	5-1 5-3 5-9	つきまとい等の警告違反に係る禁止命令 つきまとい等に係る緊急禁止命令 つきまとい等に係る禁止命令の延長	除外 I	聴聞 C 意見の聴取 聴聞 C	ス 5-2 ス 5-3 ス 5-2、10
少年課	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業等適正化法） [C23-122]	38-6	少年指導委員の解嘱	除外 I	弁明	3-1 ⑨ 少年指導委員規則 8

保安課	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業等適正化法） [C23-122]	3-2 8	風俗営業の許可の条件の付加及び変更 風俗営業の許可の取消し（指定医の診断に基づくもの） 風俗営業の許可の取消し（上記以外）	弁明 除外Ⅱ		13-1② 風41の2
				聴聞B		13-1①イ 風41-2, 3, 4 （一部13-2②）
		10の2-6	特例風俗営業者の認定の取消し	聴聞B		13-1①イ 風41-2, 3, 4
		25	風俗営業者に対する指示	弁明		13-1② （一部13-2③）
		26-1	風俗営業の許可の取消し	聴聞B		13-1①イ 風41-2, 3, 4
			風俗営業の停止命令		聴聞C	風41-1, 2, 3, 4
		-2	飲食店営業の停止命令		聴聞C	風41-1, 2, 3, 4
		29	店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	弁明		13-1②
		30-1	店舗型性風俗特殊営業の停止命令		聴聞C	風41-1, 2, 3, 4
		-2	店舗型性風俗特殊営業の廃止命令		聴聞C	風41-1, 2, 3, 4
		-3	浴場業営業等の停止命令		聴聞C	風41-1, 2, 3, 4
		31の4-1	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	弁明		13-1②
		31の5-1	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令		聴聞C	風41-1, 2, 3, 4
		-2	無店舗型性風俗特殊営業の受付所の廃止命令		聴聞C	風41-1, 2, 3, 4
		31の6-2①	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	弁明		13-1②
		②	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令		聴聞C	風41-1, 2, 3, 4
		③	無店舗型性風俗特殊営業の受付所の廃止命令		聴聞C	風41-1, 2, 3, 4
		31の9-1	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	弁明		13-1②
		31の10	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための措置命令	弁明		13-1②
		31の11-2①	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	弁明		13-1②
		②	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための措置命令	弁明		13-1②
		31の14	店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	弁明		13-1②
		31の15-1	店舗型電話異性紹介営業の停止命令		聴聞C	風41-1, 2, 3, 4
		-2	店舗型電話異性紹介営業の廃止命令		聴聞C	風41-1, 2, 3, 4
		31の19-1	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	弁明		13-1②
		31の20	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令		聴聞C	風41-1, 2, 3, 4
		31の21-2①	無店舗型電話異性照会営業を営む者に対する指示	弁明		13-1②
		②	無店舗型電話異性照会営業の停止命令		聴聞C	風41-1, 2, 3, 4
		31の23	特定遊興飲食店営業の許可の条件の付加及び変更	弁明		13-1②
		31の23	特定遊興飲食店営業の許可の取消し（指定医の診断に基づくもの） 特定遊興飲食店営業の許可の取消し（上記以外）	除外Ⅱ 聴聞B		風41の2 13-1①イ 風41-2, 3, 4 （一部13-2②）
		31の23	特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し	聴聞B		13-1①イ 風41-2, 3, 4
		31の24	特定遊興飲食店営業者に対する指示	弁明		13-1② （一部13-2③）
		31の25-1	特定遊興飲食店営業の許可の取消し	聴聞B		13-1①イ 風41-2, 3, 4
		-2	特定遊興飲食店営業の停止命令		聴聞C 聴聞C	風41-1, 2, 3, 4 風41-1, 2, 3, 4
		34-1	飲食店営業の停止命令	弁明		13-1②
		-2	飲食店営業者に対する指示		聴聞C	風41-1, 2, 3, 4
		35	飲食店営業の停止命令 興行場営業の停止命令		聴聞C	風41-1, 2, 3, 4

		35の2 35の4-1 -2 35の4-4① ② 37-1 39-3 -4	特定性風俗物品販売等営業（第2条第6項第5の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。）の停止命令 接客業務受託営業を営む者に対する指示 接客業務受託営業の停止命令 接客業務受託営業を営む者に対する指示 接客業務受託営業の停止命令 風俗営業者等からの報告等 都道府県風俗環境浄化協会に対する改善命令 都道府県風俗環境浄化協会の指定の取消し	弁明 弁明 除外Ⅰ 除外Ⅰ	聴聞C 聴聞C 聴聞C 除外Ⅰ 聴聞C	風41-1, 2, 3, 4 風41-1, 2, 3, 4 風41-1, 2, 3, 4 13-1② 風41-1, 2, 3, 4 13-1② 風41-1, 2, 3, 4 3-1⑭ 13-1② 13-1①イ 風41-2, 3, 4
	風俗環境浄化協会等に関する規則 [Q60-003]	5-3	都道府県風俗環境浄化協会からの報告徴収等	除外Ⅰ		3-1⑭
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 （遊技機の認定及び型式の検定規則） [Q60-004]	2-2 -3 8-2 -3	遊技機の再試験の命令 認定に必要な遊技機等の提出命令 遊技機の再試験の命令 検定に必要な遊技機の部品の提出命令	除外Ⅰ 除外Ⅰ 除外Ⅰ 除外Ⅰ		3-1⑭ 3-1⑭ 3-1⑭ 3-1⑭

銃砲刀剣類所持等取締法 [C33-006]	4-2	銃砲等の許可の条件の付加及び変更	弁明	13-1②
	4の3-2	認知症に係る指定医の診断書の提出命令	除外Ⅱ	13-2②
	4の4-2	許可猟銃等に係る打刻命令	除外Ⅱ	13-2③
	4の4-3	許可クロスボウに係る表示措置命令	弁明	13-1②
	8-7	銃砲等又は刀剣類の提出命令	除外Ⅱ	13-2①, ②
	8の2-2	拳銃部品の提出命令	除外Ⅱ	13-2①, ②
	9の2-2	指定射撃場の指定の解除	聴聞A	13-1①イ
	9の3-2	猟銃等射撃指導員の指定の解除	聴聞A	13-1①イ
	9の3の2-2	クロスボウ射撃指導員の指定の解除	聴聞A	13-1①イ
	9の4-3	教習射撃指導員の解任命令	聴聞A	13-1①ハ
	9の5-3	教習資格の認定の取消し	聴聞A	13-1①イ
	9の6-3	教習用備付け銃に係る打刻命令	除外Ⅱ	13-2③
	9の7-3	教習用備付け銃に関する措置命令	弁明	13-1②
	9の8-1	教習射撃場の指定の解除	聴聞A	13-1①イ
		教習修了証明書の交付禁止	弁明	13-1②
	-2	教習射撃場の指定の解除	聴聞A	13-1①イ
	-3	教習用備付け銃の提出命令	除外Ⅱ	13-2①
	9の9-2	練習射撃指導員の解任命令	聴聞A	13-1①ハ
	9の10-3	練習資格の認定の取消し	聴聞A	13-1①イ
	9の11-2	練習用備付け銃に係る打刻命令	除外Ⅱ	13-2③
	-2	練習用備付け銃に関する措置命令	弁明	13-1②
	9の12-1	練習射撃場の指定の解除	聴聞A	13-1①イ
	-2	練習用備付け銃の提出命令	除外Ⅱ	13-2①
	9の16-2	クロスボウ射撃資格認定の取消し	聴聞A	13-1①イ
	10の6-1	銃砲保管者からの報告徴収	除外Ⅰ	3-1⑭
	6	保管に係る銃砲に関する措置命令	弁明	13-1②
	10の8-2	猟銃等保管業者に対する措置命令	弁明	13-1②
	-3	猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令	弁明	13-1②
	10の8の2-2	クロスボウ保管業者に対する措置命令	弁明	13-1②
	-3	クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令	弁明	13-1②
	10の9-1	所持許可を受けた者に対する指示	弁明	13-1②
	-2	年少射撃資格者に対する指示	弁明	13-1②
	11-1	銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し	聴聞B	13-1①イ 銃12-1, 2, 3
	-2	銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し	聴聞B	13-1①イ 銃12-1, 2, 3
	-3	銃砲等の所持許可の取消し	聴聞B	13-1①イ 銃12-1, 2, 3
	-4	拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し	聴聞B	13-1①イ 銃12-1, 2, 3
	-5	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し	聴聞B	13-1①イ 銃12-1, 2, 3
	-6	猟銃等射撃指導員の許可の取り消し	聴聞B	13-1①イ 銃12-1, 2, 3
	-7	クロスボウ射撃指導員の許可の取消し	聴聞B	13-1①イ 銃12-1, 2, 3
	-8	取消し前の銃砲等の提出命令	除外Ⅱ	13-2①
	-9	取消し後の銃砲等の提出命令	除外Ⅱ	13-2②

		11の2-1 -3 11の3-1 -2 12の3 13 13の3-1 -3 24-2 25-1 27-1 27の2-1 28の2-7	取消し前の拳銃部品の提出命令 取消し後の拳銃部品の提出命令 年少射撃資格の認定の取消し 年少射撃資格の認定の取消し 調査のための受診命令 所持許可を受けた者からの報告徴収 調査を行う間における銃砲又は刀剣類の提出命令 調査を行う間における拳銃部品の提出命令 許可証等の提示要求 本邦上陸者の銃砲等の提出命令 銃砲等又は刀剣類の提出命令 射撃場設置者等からの報告徴収 猟銃安全指導委員の解嘱	除外Ⅱ 除外Ⅱ 聴聞B 聴聞B 除外Ⅱ 除外Ⅰ 除外Ⅱ 除外Ⅱ 除外Ⅰ 除外Ⅰ 除外Ⅰ 除外Ⅰ		13-2① 13-2② 13-1①イ 銃12-1, 2, 3 13-1①イ 銃12-1, 2, 3 13-②1 3-1⑭ 13-2① 13-2① 3-1⑭ 13-2① 3-1⑭ 3-1⑨ 猟銃安全指導委員規則8
	火薬類取締法 [C25-149]	17-3 19-2 25-3 45 45の2 45の2	猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し 火薬類の運搬方法等の指示 猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し 火薬類の運搬等に関する緊急措置 運搬車両の停止、火薬類運搬者に対する措置命令 運搬証明書の提示要求	除外Ⅱ 弁明 除外Ⅱ 除外Ⅱ 除外Ⅰ 除外Ⅰ		13-2① 13-1② (一部13-2①, ③) 13-2① 13-2① 3-1⑬ 3-1⑭
	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法） [C32-166]	59-6 -11 -11 67-1	核燃料物質等の運搬方法の指示 運搬車両の停止、核燃料物質等運搬者に対する措置命令 運搬証明書の提示要求 核燃料物質等運搬業者からの報告徴収	弁明 除外Ⅰ 除外Ⅰ 除外Ⅰ		13-1② (一部13-2①, ③) 3-1⑬ 3-1⑭ 3-1⑭
	放射性同位元素等の規制に関する法律 [C32-167]	18-6 -8 42-1	放射性同位元素等の運搬方法の指示 放射性同位元素等運搬車両の停止、措置命令 放射性同位元素等運搬者等からの報告徴収	弁明 除外Ⅰ 除外Ⅰ		13-1② (一部13-2①, ③) 3-1⑬ 3-1⑭
	化学兵器の禁止及び特定物資の規制等に関する法律（化学兵器禁止法） [D07-065]	17-2 32-1	特定物資の運搬方法の指示 特定物資運搬者からの報告徴収	弁明 除外Ⅰ		13-1② (一部13-2①) 3-1⑭
	消防法 [C23-186]	16の5-2	移動タンク貯蔵所の停止等	除外Ⅰ		3-1⑬

	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法） [D10-114]	56の27-2 -5 -5 56の30	病原体等の運搬方法の指示 病原体等の運搬車両の停止、措置命令 運搬証明書の提示要求 特定病原体等所持者等からの報告徴収	弁明 除外Ⅰ 除外Ⅰ 除外Ⅰ		13-1② (一部13-2①) 3-1⑬ 3-1⑭ 3-1⑭
	古物営業法 [C24-108]	6-1 -2 21 21の7 22-3 23 24-1 24	古物商等の許可の取消し 古物商等の許可の取消し 古物の差止め 古物に係る競りの中止 古物商等からの報告徴収 古物商等に対する指示 古物商等の許可の取消し 古物商等の営業の停止命令	聴聞A 除外Ⅰ 除外Ⅱ 弁明 除外Ⅰ 弁明 聴聞B		13-1①イ 古6-3 13-2① 13-1② 3-1⑭ 13-1② 13-1①イ 古25-2, 3 古25-1, 2, 3
	古物営業法施行規則 [R07-010]	19の10-1 19の14-1 29	認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し 認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し 盗品売買等防止団体に係る承認の取消し	聴聞A 聴聞A 聴聞A		13-1② 13-1② 13-1②
	行商従事者証等の様式の承認に関する規程 [Y07-007]	5 7	承認法人に対する資料提出要求 行商従事者証等の様式の承認の取消し	除外Ⅰ 聴聞A		3-1⑭ 13-1①イ
	質屋営業法 [C25-158]	23 25-1 -2	質物等の差止 質屋の許可の取消し 質屋の営業の停止命令 質屋の許可の取消し 質屋の営業の停止命令	除外Ⅱ 聴聞B 聴聞B	聴聞C	13-2① 13-1①イ 質26-2, 3 質26-1, 2, 3 13-1①イ 質26-2, 3 質26-1, 2, 3
	警備業法 [C47-117]	8 22-7 23-5 42-3 46 48 49-1 -2	警備業の認定の取消し（指定医） 警備業の認定の取消し（上記以外） 警備員指導教育責任者資格者証の返納命令（指定医） 警備員指導教育責任者資格者証の返納命令（上記以外） 合格証明書の返納命令 機械警備業務管理者資格者証の返納命令（指定医） 機械警備業務管理者資格者証の返納命令（上記以外） 警備業者からの報告徴収等 警備業者に対する指示 警備業者の営業の停止命令（指定医） 警備業者の営業の停止命令（上記以外） 警備業者の営業の廃止命令（指定医又は第2号に掲げる者） 警備業者の営業の廃止命令（上記以外）	除外Ⅱ 聴聞B 除外Ⅱ 聴聞B 聴聞B 除外Ⅱ 聴聞B 除外Ⅰ 弁明 除外Ⅱ 除外Ⅱ	聴聞C	備51 13-1①イ 備50-2, 3, 4, 5 (一部13-2②) 備51 13-1①イ 備50-2, 3, 4, 5 (一部13-2②) 13-1①イ 備50-2, 3, 4, 5 備51 13-1①イ 備50-2, 3, 4, 5 (一部13-2②) 3-1⑭ 13-1② 備51 備50-1, 2, 3, 4, 5 備51 備50-1, 2, 3, 4, 5

組織犯罪対策第一課	暴力団員による	11-1	暴力的要求行為に係る中止命令	除外 I		暴対43
	不当な行為の防	-2	暴力的要求行為に係る再発防止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
	止等に関する法	12-1	暴力的要求行為の要求等に係る再発防止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
	律（暴力団対策	-2	暴力的要求行為の立会補助に係る中止命令	除外 I		暴対43
	法）	12の2	指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要求行為に係る再発防止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
	[D03-077]					
		12の4-1	準暴力的要求行為の要求等に係る再発防止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		-2	準暴力的要求行為の要求行為の相手方に対する指示	弁明		
		12の6-1	準暴力的要求行為者に係る中止命令	除外 I		暴対43
		-2	準暴力的要求行為者に係る再発防止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		15-1、3	事務所の使用制限命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		18-1	加入強要等に係る中止命令	除外 I		暴対43
		-2	加入強要等に係る再発防止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		-3	少年脱退措置命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		19	加入強要の命令等に係る再発防止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		22-1	指詰め強要等に係る中止命令	除外 I		暴対43
		-2	指詰め強要等に係る再発防止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		23	指詰め強要の命令等に係る再発防止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		26-1	入れ墨強要等に係る中止命令	除外 I		暴対43
		-2	入れ墨強要等に係る再発防止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		27	入れ墨強要の命令等に係る再発防止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		28-3	都道府県センターからの報告徴収	除外 I		3-1 ⑭
		30	事務所等における禁止行為に係る中止命令	除外 I		暴対43
		30の3	損害賠償請求等の妨害に係る中止命令	除外 I		暴対43
		30の4	損害賠償請求等の妨害に係る防止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		30の5-1	暴力行為の賞揚等に係る禁止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		30の7-1	縄張に係る禁止行為に係る中止命令	除外 I		暴対43
		-2	縄張に係る禁止行為に係る防止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		-3	縄張に係る禁止行為に係る再発防止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		-4	営業者等による縄張に係る禁止行為に係る再発防止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		30の10-1	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為に係る中止命令	除外 I		暴対43
		-2	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為に係る再発防止命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		30の11-1	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 34-1
		32の3-5	都道府県センターに対する改善命令	弁明		13-1 ②
		-6	都道府県センターの指定の取消し	聴聞 A		13-1 ①イ
		33-1	指定暴力団員等からの報告徴収等	除外 I		3-1 ⑭
		35-1	仮の命令	除外 I	意見聴取	暴対43, 35-3
交通総務課	暴力追放運動推進センター規則	12-3	都道府県センターからの報告徴収等	除外 I		3-1 ⑭
	[R03-007]					
	道路交通法	15	遠隔操作型小型車の遠隔操作者に対する指示	除外 I		13-1 ⑬
	[C35-105]	15の6	遠隔操作型小型車の使用者に対する指示	弁明		13-1 ②
		74の3-6	安全運転管理者等の解任命令	聴聞 A		13-1 ①ハ
		74の3-8	自動車の使用者に対する是正措置命令	弁明		13-1 ②
		75の2の2-1	安全運転管理者等からの報告徴収等	除外 I		3-1 ⑭

		75の26- 1	特定自動運行実施者に対する指示	弁明		13- 1 ②
		75の27- 1	特定自動運行の許可の取消し	聴聞 A		13- 1 ①イ
		- 1	特定自動運行の許可の効力の停止	弁明		13- 1 ②
		108の 3 の 5 - 1	特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令	弁明		13-1②
		108の 3 の 5 - 2	自転車運転者講習の受講命令	弁明		13- 1 ②
		108の 2 9 - 5	地域交通安全活動推進委員の解嘱	除外 I		3 - 1 ⑭
		108 の 31- 3	都道府県交通安全活動推進センターに対する措置命令	弁明		13- 1 ②
		- 4	都道府県交通安全活動推進センターの取消し	聴聞 A		13- 1 ①イ
		108の32の 2 - 5	運転免許取得者教育の認定（自動車教習所以外のもの）の取消し	聴聞 A		13- 1 ①イ
	地域交通安全活動推進委員等規則 [R02-007]	14	協議会からの報告徴収等	除外 I		3 - 1 ⑭
	交通安全活動推進センター規則 [R35-105]	7 - 3	都道府県センターからの報告徴収等	除外 I		3 - 1 ⑭
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 [D13-57]	7 - 1	自動車運転代行業の認定の取消し	聴聞 A		13- 1 ①イ
		19- 1	安全運転管理者等の解任命令	聴聞 A		13- 1 ①ハ
		19- 1	自動車運転代行業者に対する是正措置命令	弁明		13- 1 ②
		21- 1	自動車運転代行業者からの報告徴収	除外 I		3 - 1 ⑭
		22- 1	自動車運転代行業者に対する指示	弁明		13- 1 ②
		23- 1	自動車運転代行業者の営業の停止命令	弁明		13- 1 ②
		24- 1	自動車運転代行業を営む者に対する廃止命令	弁明		13- 1 ②
		25- 2 ①	自動車運転代行業者に対する指示	弁明		13- 1 ②
		- 2 ②	自動車運転代行業者の営業の停止命令	弁明		13- 1 ②
		- 2 ③	自動車運転代行業を営む者に対する廃止命令	弁明		13- 1 ②
交通指導課	道路交通法 [C35-105]	22の 2 - 1	最高速度違反車両に係る指示	弁明		13- 1 ②
		50の 2	違法停車車両の移動命令等	除外 I		3 - 1 ⑬
		51- 1	違法駐車車両の移動命令等	除外 I		3 - 1 ⑬
		51-16	違法駐車車両に係る移動等負担金の納付命令	除外 II		13- 2 ④
		-17	違法駐車車両に係る移動等負担金の督促	除外 II		13- 2 ④
		-22	積載物に係る負担金の納付命令	除外 II		13- 2 ④
		-22	積載物に係る負担金の督促	除外 II		13- 2 ④
		51の 2 の 2	自動車使用者等からの報告徴収（違法駐車に対する措置に係るもの）	除外 I		3 - 1 ⑭
		51の 4 - 4	放置違反金の納付命令	除外 II		13- 2 ④
		-10	公示による放置違反金の納付命令	除外 II		13- 2 ④
		-13	放置違反金の督促	除外 II		13- 2 ④
		51の 5 - 1	自動車使用者等からの報告徴収（放置違反金納付命令に係るもの）	除外 II		13- 2 ④
		51の 9	登録法人に対する適合命令	弁明		13- 1 ②
		51の10	確認事務受託対象法人の登録の取消し	聴聞 A		13- 1 ①イ
		51の13- 2	駐車監視員資格者証の返納命令	聴聞 A		13- 1 ①ロ
		58の 2	積載物の重量の測定のための書類の提示要求	除外 I		3 - 1 ⑭
		58の 3 - 1	過積載車両に係る措置命令	除外 I		3 - 1 ⑬
		- 2	過積載車両に係る通行の指示	除外 I		3 - 1 ⑬
		58の 4	過積載車両に係る指示	弁明		13- 1 ②
		58の 5 - 2	過積載車両の運転の要求等の禁止の措置命令	弁明		13- 1 ②
		61	危険防止のための応急措置命令	除外 I		3 - 1 ⑬
		63- 1	整備不良車両の停止	除外 I		3 - 1 ⑬
		- 1	書類の提示要求	除外 I		3 - 1 ⑭

		- 2	故障車両の運転継続禁止命令等	除外 I		3-1 ⑬
		66の2-1	過労運転車両に係る指示	弁明		13-1 ②
		67-1	車両の停止	除外 I		3-1 ⑬
		- 1	免許証等の提示要求	除外 I		3-1 ⑭
		- 4	危険防止のための応急措置	除外 I		3-1 ⑬
		75- 2	自動車の使用制限命令		聴聞 C	道 75- 4 , 5 , 6 , 7 , 8
		75の2-1	最高速度違反行為に係る自動車の使用制限命令		聴聞 C	道 75- 4 , 5 , 6 , 7 , 8
		- 1	過積載に係る自動車の使用制限命令		聴聞 C	道 75- 4 , 5 , 6 , 7 , 8
		- 1	過労運転に係る自動車の使用制限命令		聴聞 C	道 75- 4 , 5 , 6 , 7 , 8
		75の2-2	放置違反金納付命令を受けた車両の使用制限命令		聴聞 C	道 75- 4 , 5 , 6 , 7 , 8
		75の2の2-2	自動車使用者からの報告徴収等	除外 I		3-1 ⑭
		75の8-2	違法停車車両の移動命令等（高速自動車国道等におけるもの）	除外 I		3-1 ⑬
		- 2	違法駐車車両の移動命令等（高速自動車国道等におけるもの）	除外 I		3-1 ⑬
		- 2	違法駐車車両に係る移動等負担金の納付命令（高速自動車国道等におけるもの）	除外 II		13-2 ④
		- 2	違法駐車車両に係る移動等負担金の督促（高速自動車国道等におけるもの）	除外 II		13-2 ④
		- 2	積載物に係る負担金の納付命令（高速自動車国道等におけるもの）	除外 II		13-2 ④
		- 2	積載物に係る負担金の督促（高速自動車国道等におけるもの）	除外 II		13-2 ④
		- 2	自動車使用者等からの報告徴収（高速自動車国道等におけるもの）	除外 II		13-2 ④
		- 3	放置違反金の納付命令（高速自動車国道等におけるもの）	除外 II		13-2 ④
		- 3	放置違反金の督促（高速自動車国道等におけるもの）	除外 II		13-2 ④
		81の2-1	転落積載物等に係る措置命令	弁明		13-1 ②
		- 3	転落積載物等に係る除去等負担金の納付命令	除外 II		13-2 ④
		- 3	転落積載物等に係る除去等負担金の督促	除外 II		13-2 ④
		109- 1	運転免許証又は国際運転免許証等の提出要求	除外 I		3-1 ⑬
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 [D13-057]	19- 1	最高速度違反行為に係る指示	弁明		13-1 ②
		19- 1	過積載車両に係る指示	弁明		13-1 ②
		19- 1	過労運転車両に係る指示	弁明		13-1 ②
		19- 1	自動車の使用制限命令		聴聞 C	道 75- 4、5、6、7、8
	自動車の保管場所の確保等に関する法律（保管場所法） [C37-145]	9- 1	自動車の運行供用制限		聴聞 C	保管 10- 1、2、3、4
交通捜査課	道路交通法 [C35-105]	72- 2	交通事故時の運転者への命令	除外 I		3-1 ⑬
		- 3	交通事故現場における指示	除外 I		3-1 ⑬
		72の2-3	損壊物等に係る移動等負担金の納付命令	除外 II		13-2 ④
		- 3	損壊物等に係る移動等負担金の督促	除外 II		13-2 ④

交通規制課	道路交通法 [C35-105]	6-2	車両等に対する混雑緩和のための命令	除外 I		3-1 ⑬
		11-3	行列指揮者に対する通行方法の命令	除外 I		3-1 ⑬
		15	歩行者に対する通行方法の指示	除外 I		3-1 ⑬
		63の8	自転車の通行方法の指示	除外 I		3-1 ⑬
		77-4	道路使用許可の条件の変更・付加	除外 II		道113の2
		77-5	道路使用許可の停止又は取消し（条件違反）	除外 II	弁明	道113の2, 77-6
		77-5	道路使用許可の停止又は取消し（特別の必要）	除外 II		道113の2
		81-1	違法工作物等に係る措置命令	弁明		13-1 ②
		-8	違法工作物等に係る除去等負担金の納付命令	除外 II		13-2 ④
		-9	違法工作物等に係る除去等負担金の督促	除外 II		13-2 ④
		82-1	沿道工作物等に係る措置命令	弁明		13-1 ②
		-3	沿道工作物等に係る除去等負担金の納付命令	除外 II		13-2 ④
		-3	沿道工作物等に係る除去等負担金の督促	除外 II		13-2 ④
		83-3	工作物等に係る除去等負担金の納付命令	除外 II		13-2 ④
		-3	工作物等に係る除去等負担金の督促	除外 II		13-2 ④
		111-2	道路の交通の調査（警察官の質問）	除外 I		3-1 ⑭
	自動車の保管場所の確保等に関する法律（保管場所法） [C37-145]	12	自動車保有者等からの報告徴収等	除外 I		3-1 ⑭
高速道路交通警察隊	道路交通法 [C35-105]	75の3	高速自動車国道等の通行制限等	除外 I		3-1 ⑬
運転免許課	道路交通法 [C35-105]	91	免許の条件の付加及び変更（視力、深視力及び聴力に係るものに限る。ただし、解除に係る変更を除く。）	弁明		13-1 ②
		99の2-5	技能検定員資格者証の返納命令	聴聞 A		13-1 ①ロ
		99の3-5	教習指導員資格者証の返納命令	聴聞 A		13-1 ①ロ
		99の6-1	指定教習所からの報告徴収等	除外 I		3-1 ⑭
		99の7-1	指定教習所に対する適合命令	弁明		13-1 ②（一部3-2 ③）
		99の7-2	指定教習所に対する監督命令	弁明		13-1 ②
		100-1	指定教習所の指定取消し	聴聞 A		13-1 ①イ
		-1	指定教習所に対する証明書発行禁止	弁明		13-1 ②
		-2	指定教習所の指定取消し	聴聞 A		13-1 ①イ
		-2	指定教習所に対する証明書発行禁止の延長	弁明		13-1 ②
		104の2の2-1	再試験の結果に基づく免許の取消し	除外 I		3-1 ⑪
		-2	再試験の不受験による免許の取消し	除外 II	意見の聴取	道113の2、104の2の2-6、104（除3項）
		-4	再試験の不受験による免許の取消し	除外 II	意見の聴取	道113の2、104の2の2-6、104（除3項）
		107の4-3	臨時適性検査後運転時の措置命令	除外 I		3-1 ⑪
		108の5-3	運転適性指導員等の解任命令	聴聞 A		13-1 ①ハ
		108の8-1	指定講習機関への適合命令	除外 I		4-3
		-2	指定講習機関に対する監督命令	除外 I		4-3
		108の9	指定講習機関からの報告徴収等	除外 I		3-1 ⑭
		108の11-1	指定講習機関の指定の取消し	除外 II		13-2 ②

[illegible]

		- 4	運転免許の取消し（障害等）（試験による場合に限る。）	除外 I		3-1 ⑪
		- 4	運転免許の効力の停止（90 日以上）（障害等）（試験による場合に限る。）	除外 I		3-1 ⑪
		- 4	運転免許の効力の停止（90 日未満）（障害等）（試験による場合に限る。）	除外 I		3-1 ⑪
		- 4	運転免許の取消し（障害等）（試験による場合を除く。）	聴聞 B		13-1 ①イ、道 104 の 2-2, 3, 4, 5
		- 4	運転免許の効力の停止（90 日以上）（障害等）（試験による場合を除く。）		聴聞 C	道 104 の 2-1, 2, 3, 4, 5
		- 4	運転免許の効力の停止（90 日未満）（障害等）（試験による場合を除く。）	弁明		13-1 ②
		- 4	運転免許の取消し、効力の停止（90 日以上）（点数）	除外 II	意見の聴取	道 113 の 2、104
		- 4	運転免許の効力の停止（90 日未満）（点数）	除外 II		道 113 の 2
		- 7	免許を受けることができない期間の指定	除外 II		道 113 の 2
	103 の 2-1		運転免許の効力の仮停止	除外 II		道 103 の 2-2
	104 の 2 の 3-1		臨時適性検査に係る運転免許の取消し等（暫定停止）	除外 II	弁明	13-1 ②
	104 の 2 の 3-3		臨時適性検査に係る運転免許の取消し等（取消し等）		聴聞 C	13-1 ①イ
	104 の 3-2		行政処分未執行者に対する出頭命令	除外 I		3-1 ⑬
	- 3		免許証の提出要求	除外 I		3-1 ⑬
	106 の 2-1		仮免許の取消し	除外 II		道 113 の 2
	- 2		仮免許の取消し	除外 II		道 113 の 2
	107 の 5-1 ①		自動車等の運転禁止（指定医）	除外 II		道 113 の 2
	- 1 ①		自動車等の運転禁止（90 日以上）（試験による場合に限る。）	除外 I		3-1 ⑪
	- 1 ①		自動車等の運転禁止（90 日未満）（試験による場合に限る。）	除外 I		3-1 ⑪
	- 1 ①		自動車等の運転禁止（90 日以上）（試験による場合を除く。）		聴聞 C	道 107 の 5-4, 104 の 2-1, 2, 3, 4, 5
	- 1 ①		自動車等の運転禁止（90 日未満）（試験による場合を除く。）	弁明		13-1 ②
	- 1 ①		自動車等の運転禁止（90 日以上）	除外 II	意見の聴取	道 113 の 2、107 の 5-4、104
	- 1 ②		自動車の運転禁止（90 日未満）	除外 II		道 113 の 2
	- 5		国際運転免許証等の提出要求	除外 I		3-1 ⑬
	- 9		自動車等の運転禁止（障害等）（指定医）	除外 II		道 113 の 2
	- 9		自動車等の運転禁止（90 日以上）（障害等）（試験による場合に限る。）	除外 I		3-1 ⑪
	- 9		自動車等の運転禁止（90 日未満）（障害等）（試験による場合に限る。）	除外 I		3-1 ⑪
	- 9		自動車等の運転禁止（90 日以上）（障害等）（試験による場合を除く。）		聴聞 C	道 107 の 5-4, 104 の 2-1, 2, 3, 4, 5
	- 9		自動車等の運転禁止（90 日未満）（障害等）（試験による場合を除く。）	弁明		13-1 ②
	- 9		自動車等の運転禁止（90 日以上）（点数）	除外 II	意見の聴取	道 113 の 2、107 の 5-4、104
	- 9		自動車等の運転禁止（90 日未満）（点数）	除外 II		道 113 の 2
	-10		自動車等運転の仮禁止	除外 II		道 107 の 5-10、103 の 2-2
	-11		行政処分未執行者に対する出頭命令	除外 I		3-1 ⑬

項を示す。

(例) 13-1 ①イ 行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号イの適用を受ける。

(一部 13-2 ③) 一部行政手続法第 13 条第 2 項第 3 号の適用を受ける。

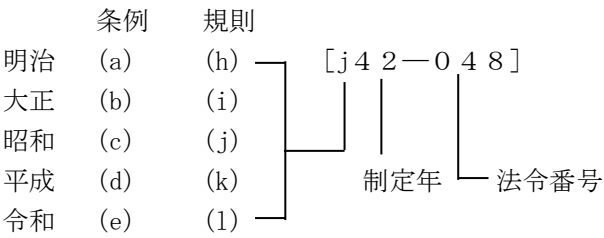
別表第6（第3関係）

不利益処分適用関係整理表（条例等に基づくもの）

所管課等	法令名	条項名	処分の概要	行政手続条例の適用	個別条例等の適用	適用条項名
施設課	埼玉県庁舎管理規則 [j42-048]	10	物品販売等の許可の取消し	聴聞A		13-1①イ
策組 第一課	埼玉県暴力団排除条例 [d23-039]	30-1	暴力団事務所に青少年を立ち入らせた暴力団員に対する中止命令	除外I		暴排 30-3
公安 第二課	拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例 [d06-042]	6-1 -2	暴騒音の停止命令 拡声機の使用停止命令	除外I 除外II		3-1 13-2①

【凡 例】

1 法令名欄



2 条項名欄

(条) (項) (号)

算用数字-算用数字 ○つき数字

(例) 第25条第2項第1号 25-2①

3 埼玉県行政手続条例の適用欄

聴聞A……埼玉県行政手続条例のみに根拠を有する聴聞（特例なし聴聞）

聴聞B……埼玉県行政手続条例のみに根拠を有するが、個別条例等に特例が置かれている聴聞

聴聞C……個別条例等の規定により、埼玉県行政手続条例第13条第1項の規定による区分にかかわらず聴聞を行うものとされ、かつ、特例が置かれている聴聞

除外I……埼玉県行政手続条例第3章（意見陳述の手続関係）の適用を全く受けない処分

除外II……埼玉県行政手続条例第3章中第12条（処分基準）及び第14条（不利益処分の理由の提示）のみ適用を受ける処分

4 適用条項名

適用がある法令（頭文字なし～埼玉県行政手続条例、暴排～埼玉県暴力団排除条例）の条項を示す。

(例) 13-1①イ 埼玉県行政手続条例第13条第1項第1号イの適用を受ける。

(一部13-2③) 一部埼玉県行政手続条例第13条第2項第3号の適用を受ける。

別記様式第1号（第6関係）

行政指導内容等告知書

年 月 日

殿

長

この度、あなたに対して行った行政指導の趣旨、内容は次のとおりです。

記

1 行政指導の趣旨

2 行政指導の内容

別記様式第2号（第6関係）

許認可等に係る権限の根拠等告知書

年 月 日

殿

長

この度、あなたに対して行った行政指導に関し、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る根拠等は次のとおりです。

記

1 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項

2 上記1の条項に規定する要件

3 当該権限の行使が上記2の要件に適合する理由